

# 第四次青梅市農業振興計画 (素案)

令和 (20 ) 年 月  
青梅市

# 目 次

第1章 農業振興計画について .....	4	第5章 将来像実現のための施策展開 .....	20
(1) 農業振興計画とは .....	4	(1) 計画の体系 .....	20
(2) 計画策定の趣旨 .....	4	施策方針1 多様な担い手の確保・育成【重点】 .....	21
(3) 計画の位置付け .....	4	個別施策1-1 認定農業者への支援 .....	22
(4) 計画の期間、目標年次 .....	6	1-2 農業後継者・女性農業者への支援 .....	24
(5) 農業を取り巻く情勢 .....	6	1-3 新規就農者の確保・定着支援 .....	28
第2章 本市の概況 .....	7	1-4 農業法人の参入支援と民間企業との協業等の推進 .....	30
(1) 本市の歩み .....	7	1-5 新たな担い手の確保・育成 .....	32
(2) 人口 .....	7	施策方針2 競争力の高い農畜産物生産と高付加価値化の推進 .....	35
(3) 土地利用 .....	8	個別施策2-1 ブランド化等による付加価値向上 .....	36
第3章 本市農業の現状と課題 .....	9	2-2 I C Tを活用した高付加価値化・販路拡大 .....	38
(1) 農業生産・農業経営の現状 .....	9	2-3 6次産業化支援による高付加価値化 .....	40
(2) 農家・担い手の現状 .....	9	2-4 農業経営体の育成 .....	42
(3) 農地の現状 .....	11	施策方針3 農地の保全・活用と農業生産力の向上【重点】 .....	45
(4) 販売の現状 .....	11	個別施策3-1 優良農地の保全・活用 .....	46
(5) 農業産出額の現状 .....	12	3-2 営農環境の整備・保全 .....	48
(6) 従前計画の評価・実績 .....	13	3-3 機械導入や新技術等による生産性の向上 .....	50
(7) 農業振興の課題 .....	16	3-4 農業委員会・J A等と連携した農地保全 .....	52
第4章 本市農業の将来像 .....	18	施策方針4 持続可能な農業生産と地産地消の推進 .....	55
(1) 将来像 .....	18	個別施策4-1 農畜産物の安全・安心の確保 .....	56
(2) 計画策定の視点 .....	18	4-2 農畜産物の地産地消の推進 .....	58
(3) 基本理念 .....	18	4-3 地場農畜産物の利用拡大 .....	60
(4) 基本方針 .....	19	4-4 環境に配慮した農業の推進 .....	62

施策方針5 青梅の特色を活かした農業の推進 .....	65
個別施策5-1 特色を強みとした農業の推進 .....	66
5-2 市街地の農地活用 .....	68
5-3 農業振興地域等の農地活用 .....	70
5-4 食育の推進 .....	72
5-5 農地の多面的機能の活用 .....	74
 第6章 農業振興計画における目標 .....	76
(1) 基本指標 .....	76
(2) 将来像実現のための目標 .....	76
(3) その他の基本指標 .....	77
(4) 計画推進に向けた各主体の役割と推進体制 .....	79
(5) 計画の進行管理とP D C Aサイクル .....	81
 別紙 .....	83

#### 青梅市農業経営基盤強化促進基本構想

# 第1章 農業振興計画について

---

## (1) 農業振興計画とは

青梅市農業振興計画は、青梅市（以下「本市」という。）の農業を持続的に発展させることを目的として、農業生産基盤の整備、農業従事者の確保・育成、農畜産物の付加価値向上、地産地消の推進など多岐にわたる施策を通じて地域農業の活性化を目指す、10年先を見据えた計画です。

本市では、平成8（1996）年3月の「青梅市農業振興計画」策定後、平成18（2006）年3月に改定、平成28（2016）年3月には「第三次青梅市農業振興計画」（以下、「従前計画」という。）を策定しました。

## (2) 計画策定の趣旨

平成28（2016）年3月の従前計画策定から10年が経過し、令和7（2025）年度末で目標年次を迎えます。

この間、食料の安定供給を最優先事項とした食料安全保障の強化、農業従事者の減少と高齢化や気候変動、災害リスクに対応した持続可能な農業の発展、地域農村の活性化などを大きな柱とし、令和6（2024）年5月に「食料・農業・農村基本法」が改正され、令和7（2025）年4月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。

また、東京都では、令和5（2023）年3月に、農地や農家戸数の減少、農業を取り巻く環境の変化を踏まえ、実効性のある農地保全や農業経営への支援を図るため、「東京農業振興プラン」を改定するとともに、令和5（2023）年6月には東京農業が持つ可能性や潜在力をさらに発揮させていく方針として、「東京都農業振興基本方針」を変更しました。

こうした中で、本市では、行政運営の最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」の策定、関連計画である「第3次青梅市環境基本計画」や「青梅市都市計画マスターplan」などの策定、改定を行いました。「第4次青梅市農業振興計画」（以下、「本計画」という。）においても、農業を取り巻く情勢への対応や、本市の上位・関連計画との整合を図るために「第4次青梅市農業振興計画」の策定を行うものです。

## (3) 計画の位置付け

本計画は都市農業振興基本法における、「地方計画」として位置づけ、本市の農業分野の施策を具体的に示すものです。農業者、農業関係団体、市民、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合い、本市の農業を発展させるための指針という性格を持っています。第7次青梅市総合長期計画（令和5（2023）年3月）の個別計画として位置付け、関連計画との調和・整合を図ります。

また、以下に示す国の関連法や計画との整合を図り、都の関連計画を踏まえた計画とします。

### ○食料・農業・農村基本法(食料・農業・農村基本計画)による位置付け

食料・農業・農村基本法は、国が都市農業の振興施策を講ずることや農業振興に対する市町村の責務を明確にするとともに、食糧自給率の目標を設定した食料・農業・農村基本計画を定めるものとしています。

また、市町村は、その地域の特性にあった農業施策を策定する責任を有するとされており、本計画はこの法律の趣旨を踏まえて策定するものです。

### ○都市農業振興基本法の地方計画としての位置付け

都市農地が持つ農産物の供給、防災、環境保全、農業体験・学習の場など多様な機能が、将来にわたって適切かつ十分に発揮され、農地の有効活用と適正な保全が図られるよう努めるという基本理念にのっとり、国は基本計画を定め、地方公共団体は地方計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は、その地方計画として位置付けられます。

### ○農業経営基盤強化促進法の農業基本構想としての位置付け

本計画は、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想として位置づけます。これは農業経営改善計画の策定の支援、認定農業者制度等の適用および農用地の利用集積促進等の前提となるものです。

## ○東京農業振興プラン・東京都農業振興基本方針との連携

都市農業振興基本法における、東京都の地方計画を兼ねる「東京農業振興プラン」、農業経営基盤強化促進法にもとづく、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」である「東京都農業振興基本方針」を踏まえるとともに、これらと連携して施策展開を図るものとします。

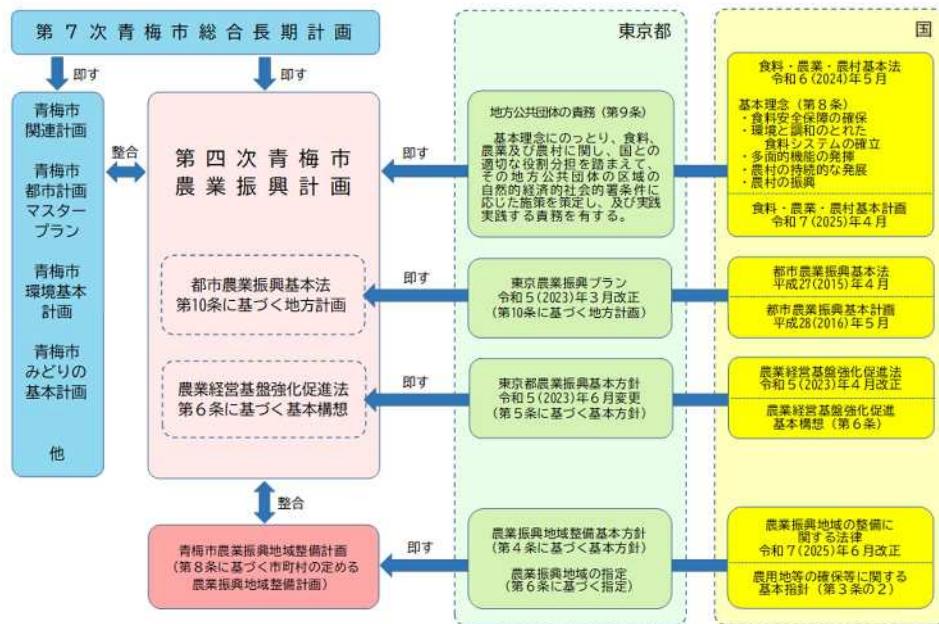


図 1-1 第四次青梅市農業振興計画の位置付け

## (4) 計画の期間、目標年次

### ① 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行います。

### ② 目標年次

本計画の目標年次は、10年後の令和17（2035）年度とします。

## (5) 農業を取り巻く情勢

### ① 食料・農業・農村基本法の改正

世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応等、農業を取り巻く情勢が食料・農業・農村基本法の制定時には想定されなかったレベルで変化していることから、令和6（2024）年6月に食料・農業・農村基本法の改正法が施行されました。「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等が定められました。

### ② 環境負荷低減に向けた取組

地球温暖化による気候変動等により、自然災害の多発や猛暑日が増加し、農畜産物の生育や収穫時期等に影響が出ています。平成27（2015）年9月に国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（S D G s）」が採択されました。

国内においては、令和3（2021）年5月にみどりの食料システム戦略が策定され、温室効果ガスの排出削減、化学農薬・化学肥料の低減とそれらを推し進めた減農薬栽培や有機栽培による農地の面積拡大が目指す姿として位置付けられました。

### ③ 農地集積・集約化による生産性の向上と農地利用の推進

高齢化や人口減少が進む中で、農業者の減少により遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。

令和5（2023）年4月に地域農業の将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した「地域計画」の策定が法定化され、地域において農地の利用を考え、担い手への農地集積等を進める動きが本格化しました。本市においても、地域計画策定の取組を推進しています。

## 第2章 本市の概況

### (1) 本市の歩み

昭和26（1951）年に青梅町、調布村、霞村が合併して「青梅市」が誕生し、昭和30（1955）年には隣接する吉野村・三田村・小曾木村・成木村の4か村が編入されました。

伝統的な基幹産業であった織物業や林業は構造不況によって衰退し、代わって、戦後の急速な復興と高度経済成長の流れを受け、東京近郊の定住や産業の受け皿として急速に都市化が進みました。

昭和40年代に羽村町（現：羽村市）にまたがる50万坪に及ぶ広大な西東京工業団地が造成され、昭和54（1979）年には三ツ原工業団地が完成し、市内各地に散在していた既存工業の集団化が進められ、産業拠点が形成されています。

近年では、行政運営・災害対策の拠点となる市庁舎や生涯学習・交流活動の拠点となる青梅市文化交流センター、令和5（2023）年には市立青梅総合医療センター新病院本館の開院など、市民生活を支える拠点施設が整備されています。

平成21（2009）年には市内の梅の木に、ウメ輪紋ウイルスの発生が確認され、平成26（2014）年までに約4万本もの梅の木が伐採されました。市民、事業者、行政が一丸となって梅の里再生に取り組み、令和3（2021）年度から市内全域で梅の木の再植樹が可能となりました。

### (2) 人口

令和7（2025）年1月1日時点の人口は129,105人、世帯数は66,063世帯です。人口は昭和30年代の5万人台から増加を続け、平成17年11月には最も多い140,922人となりましたが、平成20年代に入り減少に転じています。

なお、年齢別人口は年少人口と生産年齢人口の割合が減少、老齢人口割合が増加し、高齢化が進んでいます。

また、青梅市人口ビジョン（令和5（2023）年3月）の将来展望の人口推計では、目標年次である令和17（2035）年の人口は約11万人台と推計されています。

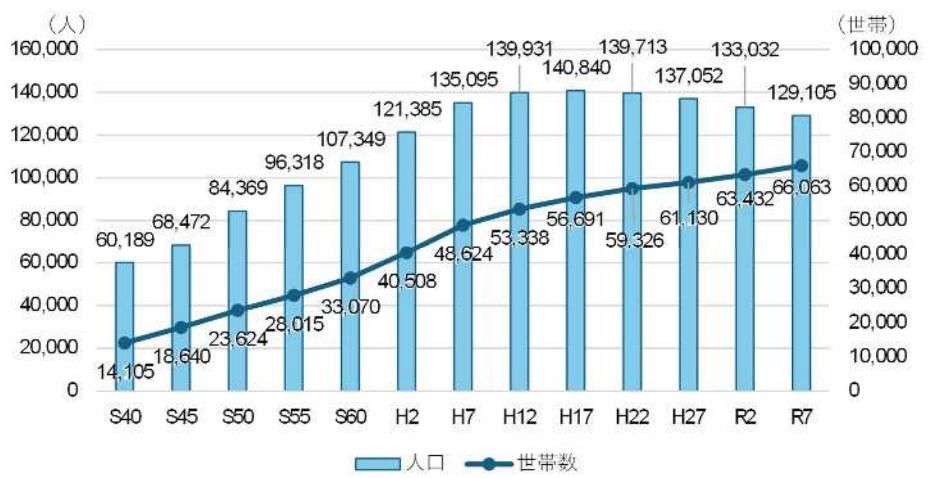


図 2-1 人口と世帯の推移

資料：住民基本台帳（1月1日）

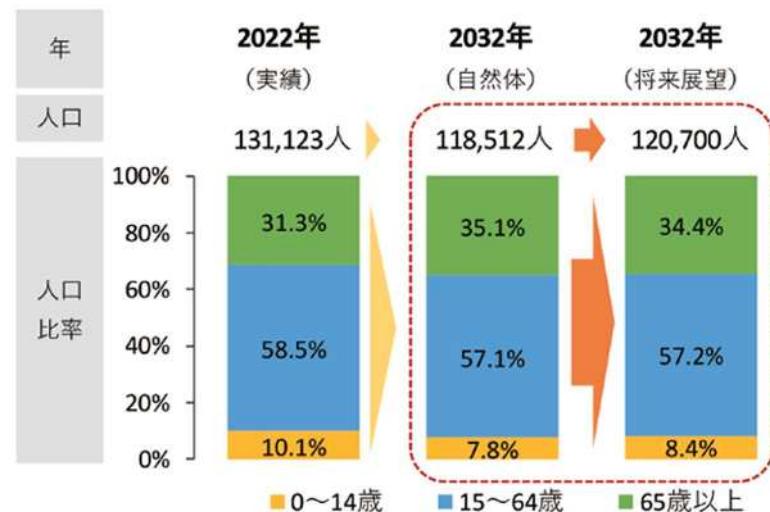


図 2-2 将来人口推計

資料：第7次青梅市総合長期計画

### (3) 土地利用

本市は、東京都の北西部、都心から40～60kmに位置し、東西に17.2km、南北に9km、総面積103.31km<sup>2</sup>で、市域の6割以上を山林が占めています。

北は、埼玉県飯能市、東は、埼玉県入間市、瑞穂町、羽村市、南は、あきる野市、日の出町、西は奥多摩町に接しています。

市の中央部には多摩川が西から東へ流下し、この多摩川沿いと市東部の扇状地などは市街化区域に指定されており、住居や商業、工業などの秩序ある土地利用がなされており、生産緑地などの農地も混在しています。

また、市街化調整区域のほとんどが森林ですが、自然環境の保全・活用、農林業的土地利用の維持・保全など、地域の特性に応じた土地利用がなされています。

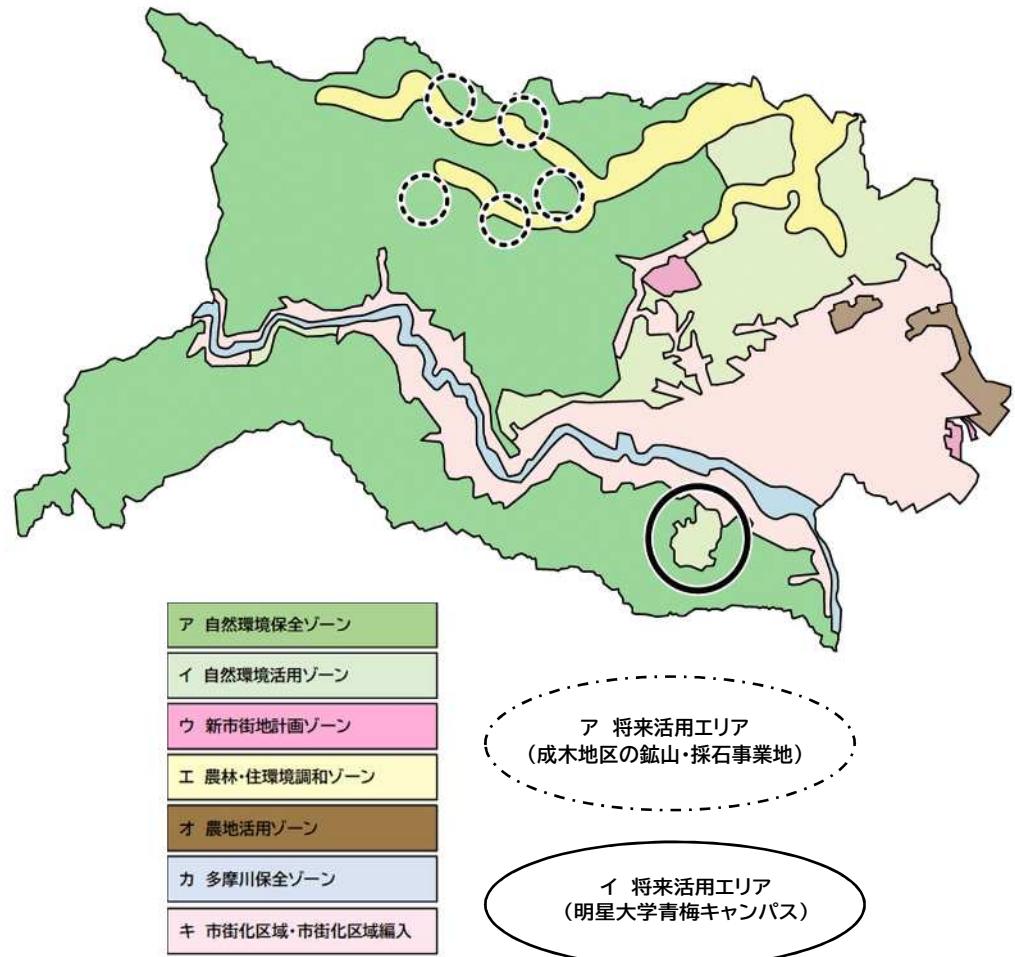


図 2-3 土地利用方針

資料：第7次青梅市総合長期計画

# 第3章 本市農業の現状と課題

## (1) 農業生産・農業経営の現状

本市の農業は、多様な地形と自然環境を活かし、露地野菜を中心に、果樹、茶、畜産等の様々な農畜産物が生産されています。

本市の農地や農家数は、経営耕地面積、農家総数ともに減少傾向であり、平成12(2000)年の経営耕地面積361.49ha、農家総数919戸から、令和2(2020)年は101.10ha、604戸となっています。

## (2) 農家・担い手の現状

### ① 農家数

農林業センサスによる農家数の推移を見ると、農家数は減少傾向となっています。また、自給的農家の割合が高く、年々増加傾向にあり、販売農家は、総農家数604戸のうち127戸となっています。

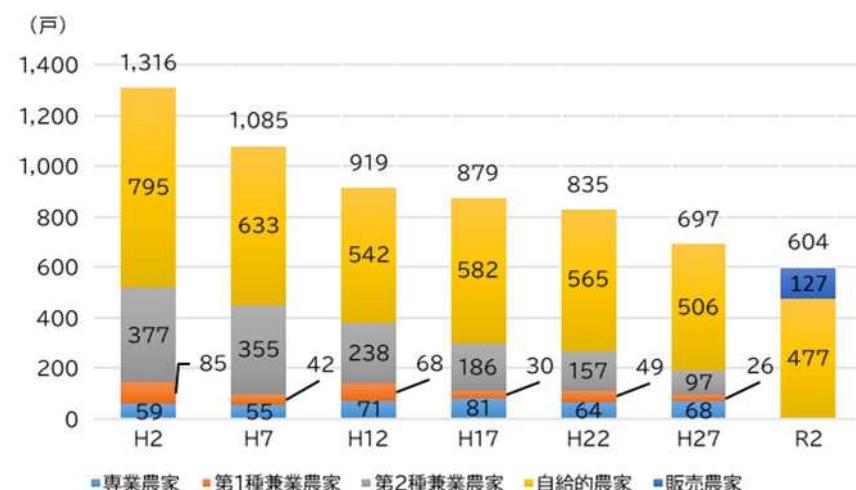


図3-1 農家数の推移  
資料:農林業センサス

### ② 経営耕地面積別農家数

令和2(2020)年の経営耕地面積規模別農家数(販売農家)は、0.5ha未満が65戸(47.1%)、0.5～1.0ha未満が44戸(31.9%)と、約8割が1.0ha未満の農家です。

販売農家のうち、経営耕地面積1.0ha以上の農家数は平成27(2015)年の48戸から29戸と大きく減少しております。

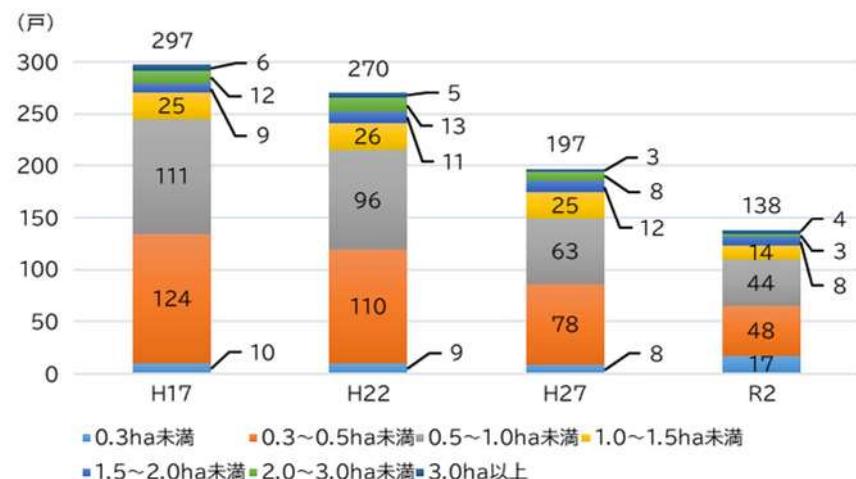


図3-2 経営耕地面積別農家数の推移  
資料:農林業センサス

### ③ 販売農家数

販売農家数の推移を見ると、平成2(1990)年には521戸であったのが、令和2(2020)年には138戸と、約4分の1となっています。



図 3-3 販売農家数の推移

資料:農林業センサス

### ④ 販売金額別農家数

令和2(2020)年の農業経営体138戸のうち、販売なしが49戸(35.5%)、50万円未満が26戸(18.8%)であり、500万円以上の販売額の農家は17戸で全体の12.3%と少ない状況です。

表 3-1 販売金額別農家数の推移

年度	経営体数	販売なし	50万円未満	50～100万円	100～200万円	200～300万円	300～500万円	500～1,000万円	1,000万円以上
平成22年	270 (32.3)	83 (9.9)	65 (7.8)	32 (3.8)	22 (2.6)	16 (1.9)	20 (2.4)	21 (2.5)	11 (1.3)
平成27年	197 (28.3)	60 (6.6)	50 (7.2)	16 (2.3)	24 (3.4)	5 (0.7)	16 (2.3)	20 (2.9)	6 (0.9)
令和2年	138 (22.8)	49 (8.1)	26 (4.3)	12 (2.0)	22 (3.6)	12 (2.0)	11 (1.8)	6 (1.0)	

### ⑤ 担い手

本市農業を牽引する中核的な担い手である認定農業者数は、平成28(2016)年以降は47人程度で推移していましたが、令和7(2025)年4月現在、46経営体(59人)となっています。

また、認定新規就農者数は、平成28(2016)年以降は年間2人程度で推移しており、令和7(2025)年4月現在、10経営体(12人)となっています。

表 3-2 認定農業者の認定状況

各年度4月1日時点

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
経営体数	41	34	34	35	37	44	34	39	42	46
個人	34	25	24	24	24	32	22	23	27	30
共同	6	7	8	8	8	9	9	12	12	11
法人	1	2	2	3	3	3	3	4	3	5
農業者数	47	42	43	44	44	54	44	53	56	59
男	40	34	34	34	34	42	31	37	41	40
女	6	6	7	7	7	9	10	12	12	14
法人	1	2	2	3	3	3	3	4	3	5

※共同は家族協定を締結している経営体

各年4月1日時点の数値

表 3-3 認定新規就農者の新規認定状況 各年度中の認定数

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計
経営体数	2	4	2	1	2	2	2	3	2	0	20
個人	2	3	1	1	2	2	1	2	2	0	16
共同	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3
法人	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
農業者数	2	5	2	1	2	2	3	4	2	0	23
男	2	3	1	0	1	2	1	3	2	0	15
女	0	2	0	1	1	0	2	1	0	0	7
法人	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

※R7年4月1日時点で認定期間が残っている数：10経営体12人

### (3) 農地の現状

本市の農地面積は約430haであり、市街化区域の農地は約176.7ha、市街化調整区域の農地は約259.1haであります。

市街化調整区域には、長期にわたり総合的に農業振興を図る地域とする4つの農業振興地域があります。

また、農地が持つ多面的機能に着目し、都市農業振興基本計画において、都市農地はこれまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」と位置付けられました。

表 3-4 農地の区分と面積

区分	面積(ha)	市面積に対する構成比(%)	市街化(調整)区域に対する構成比(%)
市街化区域	2,243.1	21.7	-
うち農地	176.7	1.7	7.9
生産緑地	113.1	1.1	5.0
その他農地	63.6	0.6	2.8
市街化調整区域	8,087.5	78.3	-
うち農地	259.1	2.5	3.2
農振農用地	122.4	1.2	1.5
それ以外の農地	136.7	1.3	1.7

表 3-5 農業振興地域の名称と町名

農業振興地域の名称	地域に含まれる町名
A 霞台地畠地区	今井
B 霞水田地区	今寺、藤橋、木野下
C 小曾木・成木丘陵地区	小曾木、富岡、成木
D 三田山麓地区	沢井、二俣尾、御岳、御岳本町

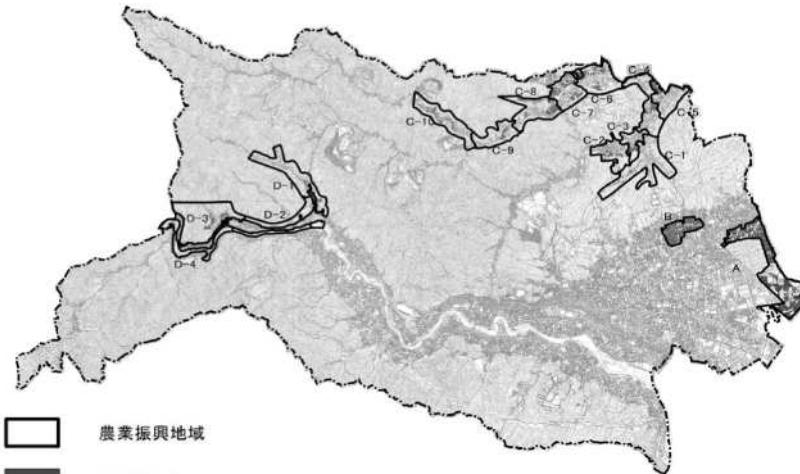


図 3-4 農業振興地域・農用地区域の位置

資料:青梅市農業振興地域整備計画

### (4) 販売の現状

#### ① 販売方法

販売方法は、「農協」が70.8%、「消費者に直接販売」が46.1%、「小売業者」が21.3%などとなっています。

本市農業は「多品目少量生産」が主のため、年間を通して出荷や販売が可能です。

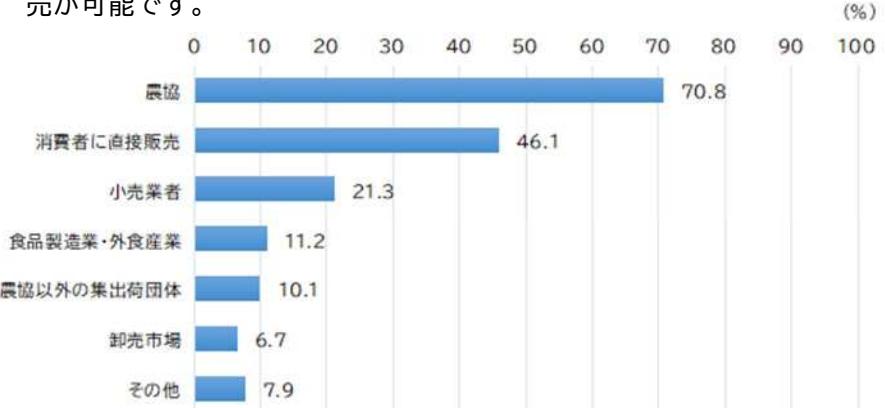


図 3-5 農作物販売方法

資料:2020年農林業センサス

## (5) 農業産出額の現状

### ① 農業産出額

農業産出額は、令和4（2022）年で約10億円となっています。近年は減少傾向ですが、約10億円を下回らずに推移しています。

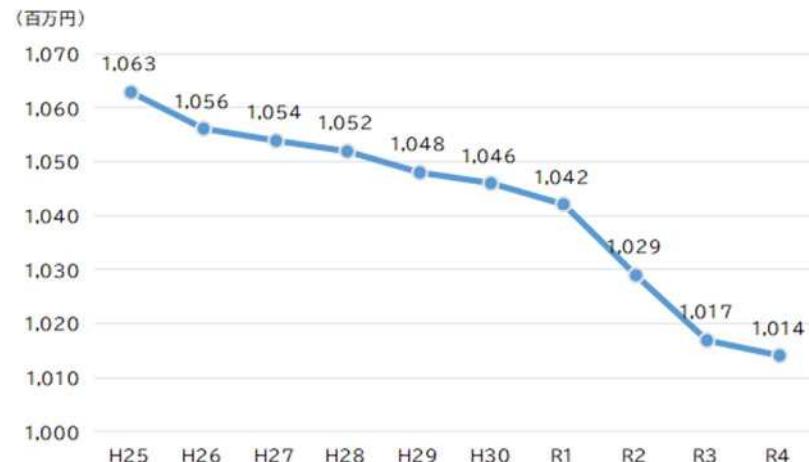


図 3-6 農業産出額の推移

資料:東京都の地域・区市町村別農業データブック

注)本農業産出額には畜産(酪農、養豚、養鶏)が含まれない

### ② 品目別農業産出額

品目別農業産出額は、令和4（2022）年では「野菜」が約8.8億円(87.1%)、「果樹」が約0.9億円(9.1%)などとなっています。

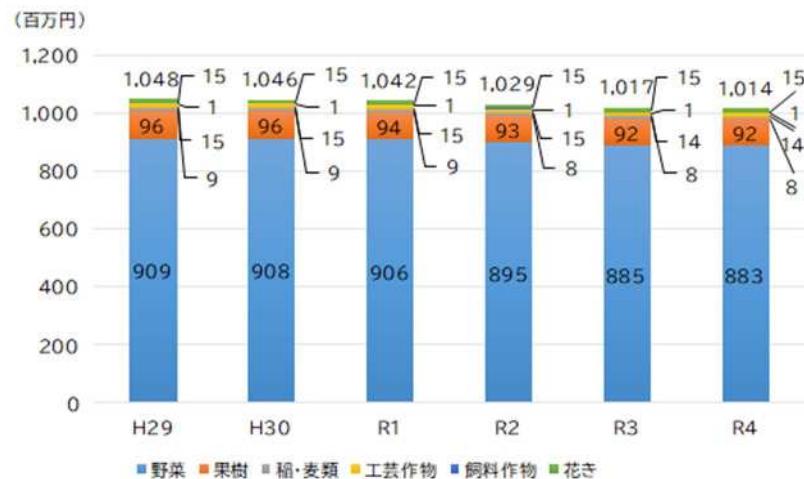


図 3-7 品目別農業算出額の推移

資料:東京都の地域・区市町村別農業データブック

## (6) 従前計画の評価・実績

### ① 農家による評価

令和6（2024）年度に実施した農家アンケートから、農業者による従前計画への評価を整理します。

（満足度）

「満足」と「やや満足」を合わせた“満足”が高いのは、「1-1) 認定農業者の育成」、「2-5) 農業関係団体等との連携の推進」、「4-1) 共同直売所の充実」などです。

また、「不満」と「やや不満」を合わせた“不満”が高いのは、「2-1) 農業後継者の育成・確保」などです。

「満足」と「やや満足」を合わせた割合が、「不満」と「やや不満」を合わせた割合を上回っているのは、唯一、「1-1) 認定農業者の育成」です。

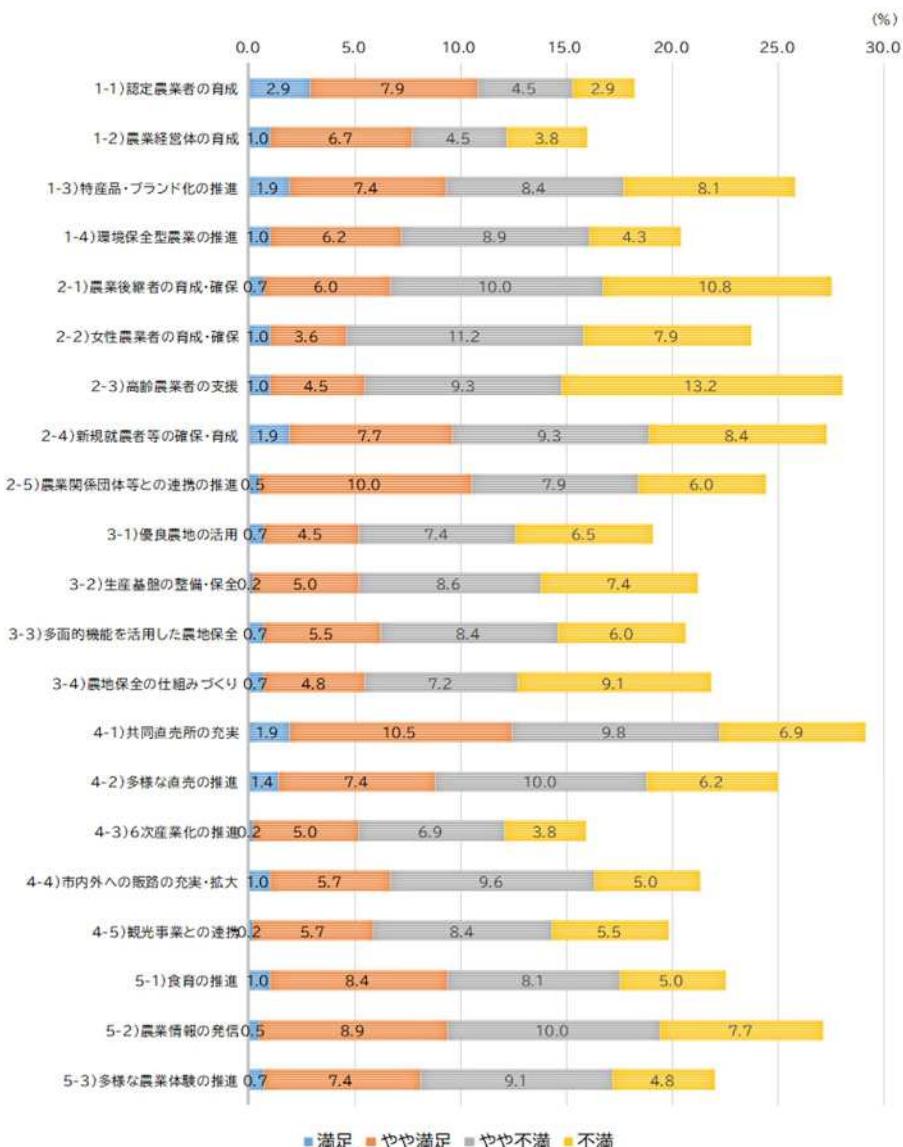


図 3-8 従前計画の農家による評価(満足度)

資料:令和6年度に実施した農家アンケート

## (重要度)

「重要」と「やや重要」を合わせた“重要”が高いのは、「2-1) 農業後継者の育成・確保」などです。

なお、全項目で、「重要」と「やや重要」を合わせた割合が、「重要でない」と「あまり重要でない」を合わせた割合を上回っています。

農家アンケートからは、“農業後継者の確保・育成”で満足度が低く、かつ重要度が高くなっています。“担い手”的な取組が求められています。

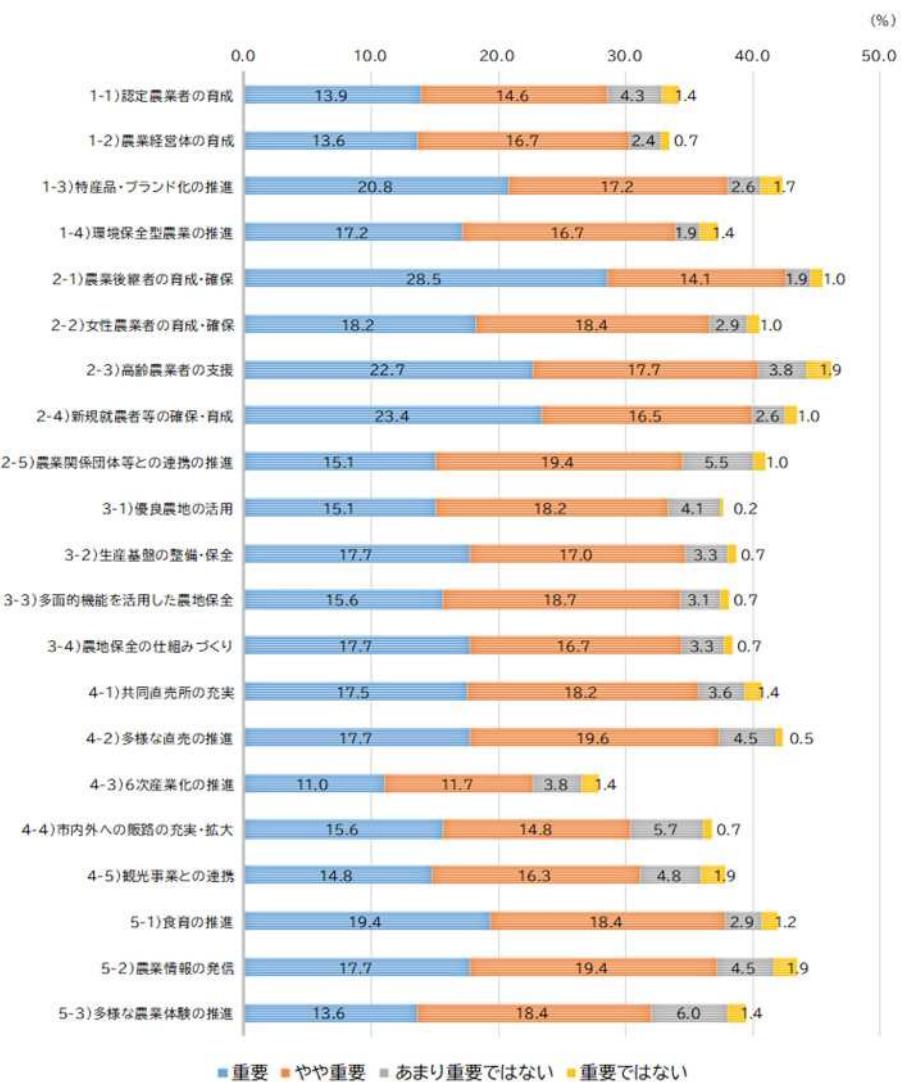


図 3-9 従前計画の農家による評価(重要度)

資料:令和6年度に実施した農家アンケート

## ② 農業振興に関する取組実績

従前計画策定以降における主な取組は次のとおりであり、従前計画の基本方針にもとづき整理しました。

### ア 安全で多彩な農業生産の推進

認定農業者数については、令和7年の目標55名に対し、令和7年時点で59名となっており、順調に増加しています。しかし、農業者からは、認定農業者に認定されることのメリット、効果が期待できないとの指摘もあり、メリット、効果等を明確にしていくことが課題です。

### イ 広範な担い手の育成・確保

新規就農者数については、年間3名の就農を目標としており、近年は目標を達成した年もありますが、延べ23名（認定新規就農者）であることから、継続的な就農に向けた取組が必要となっています。

### ウ 生産の基本となる農地の保全

荒廃農地の解消については、年間30アールを目標としています。農業者の高齢化が進む中、荒廃農地の発生が懸念されています。

### エ 魅力ある地産地消の推進・販路の拡大

商工連携事業については、付加価値を高めるための取組として、引き続きその推進が求められています。

### オ 農の郷づくり

多様な農園の設置については、市民農園は1園の増を目標としていましたが、逆に2園の減となっています。一方、農家開設型農園は、1園の増の目標に対し、4園の増となっています。

## ③ 従前計画の目標達成状況

従前計画基本方針に対する目標達成状況は次のとおりです。

表 3-6 従前計画の基本方針に対する目標達成状況

基本方針	指標	基準 (平成26年度)	目標 (令和7年度)	達成状況 (令和7年度)
1 安全で多彩な農業生産の推進	認定農業者数	45名	55名	59名
2 広範な担い手の育成・確保	認定新規就農者数等	1名／年	3名／年	2.3名／年
3 生産の基本となる農地の保全	荒廃農地の解消面積	30a／年	30a／年	280a／年
4 魅力ある地産地消の推進・販路の拡大	農商工連携事業	農商工祭：4件 青空市場：1件	農商工連携事業：5件	農商工連携事業：6件
5 農の郷づくり	多様な農園の設置数	市民農園：17園 農家開設型農園：4園 体験農園：1園 体験実習農園：1園	市民農園：18園 農家開設型農園：5園 体験農園：2園 体験実習農園：1園	市民農園：15園 農家開設型農園：8園 体験農園：1園 体験実習農園：1園

## (7) 農業振興の課題

「本市農業の現状」や「農業振興に関する取組実績」などを踏まえて、農業振興の課題を整理しました。

### ① 担い手に関すること

#### ○既存農業者の経営安定化支援

現在農業を続けている農家の経営を安定させるための支援が重要です。具体的には、技術指導や経営改善のサポート、省力化のための機械導入支援、共済制度の活用などを検討していく必要があります。

#### ○後継者の育成と確保

農家の高齢化が進む中、将来にわたり地域農業を維持していくためには、後を継ぐ若い世代や新たな担い手の確保が不可欠です。ブランド化の担い手として位置付けて支援するなど、既存農家の子どもたちが安心して農業を続けるよう、経営の安定化や所得向上を図ることが必要です。

また、農外からの就農希望者や定年後就農に向けた支援として、農業の魅力を発信し、研修や経営支援、地域への定着支援が必要です。

### ② 農畜産物に関すること

#### ○特色ある農畜産物の振興とブランド化

本市には、露地野菜を中心に、ウメやゆずといった地域特性を活かした、様々な農畜産物があります。これらの特産品をさらに振興し、ブランド化を図ることで、競争力を高め、農家の所得向上に繋げることが必要です。

また、新たな農畜産物の掘り起こしや導入に向けた支援も必要です。

#### ○農畜産物の付加価値向上と販路の多様化

青梅市産の農畜産物のブランド力を高め、所得向上に繋げるためには、加工品の開発や観光農園、農家レストランなどの6次産業化を推進する必要があります。また、JAへの出荷のほか、直売所やインターネット販売、都市部のスーパー・レストランへの販路開拓など、多様な販売チャネルを確立することが重要です。

### ③ 農地に関すること

#### ○遊休農地の解消と有効活用

農業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地が増加する懸念があります。放棄された農地を再生し、再び農地として活用するとともに、市民農園や農業体験農園など、多様な形で有効活用することが求められます。遊休農地の所有者に対する支援も必要です。

なお、遊休農地対策には、後継者対策、鳥獣被害対策、流通・販売、経営支援など、総合的な農業振興策の取組が不可欠です。

#### ○鳥獣被害対策の強化

イノシシやシカなどの野生動物による農作物への被害は最大の懸念事項であります。課題解決に向け、効果的な被害対策を推進するため、新たな技術の導入の検討や捕獲、侵入防止柵の設置等、取り組みが求められています。

#### ○農地の保全と集積・集約化

将来にわたって農業を持続可能なものとするためには、優良な農地を保全し、担い手への農地の集積・集約化を進める必要があります。農地バンクの活用や、農地利用の効率化に向けた取り組みが求められます。生産緑地の保全と有効活用も課題です。

---

## ○地域計画の推進

各地区で策定を進めている地域計画について、計画策定とその実現に向けた取組が、農業振興計画実現の核となり得ることから、地域計画の策定や見直しなど、取組みの推進が課題です。

### ④ 地産地消のこと

#### ○地場農畜産物の利用拡大

学校給食での地場農畜産物の使用量の拡大や、環境緑化における花苗の活用拡大等による地産地消を推進することが重要です。

消費者にとっては安全・安心な地場農畜産物を購入・摂取できる機会が増えるというメリットがあり、農家の所得向上や輸送に伴う環境負荷の低減を図ることができる地産地消の取組みを進めていくことが重要です。

### ⑤ 農業振興のこと

#### ○市民との連携強化と農業理解の促進

都市農業としての役割を活かすためには、市民との交流機会を増やし、農業への理解と関心を高めることが重要です。農業体験イベントや市民農園の拡充、地元の農畜産物を使った食育活動などにより、地域農業への支持を広げることが必要です。

#### ○政策的な支援体制の強化と関係機関との連携

農業振興のためには、市による継続的かつ実効性のある政策的な支援が不可欠であり、JAや各種農業団体、東京都などの関係機関との連携を強化し、地域一体となった取組を推進していくことが重要です。

また、アンケート結果やヒアリング内容を踏まえ、農業振興計画のあり方を継続的に検討・見直しをしていく必要があります。

# 第4章 本市農業の将来像

---

## (1) 将来像

### 青梅ならではの農があるまち

第7次青梅市総合長期計画の将来像「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮らす青梅」を実現するため、現在の本市農業の特徴や農業を取り巻く環境、農業・農地に求められているものを踏まえ、「生業として魅力ある農業が営まれるとともに、青梅の農畜産物を身近に感じることができ、土と緑が地域に潤いを与える、人々に親しまれている姿」を本市農業の将来像としました。

## (2) 計画策定の視点

「本市農業の現状」や「農業振興に関する取組実績」などを踏まえた、農業振興計画の改定の視点は次のとおりであります。

### ① デジタル化の推進

デジタル技術の高度化が進む中で、その活用に意欲を持つ農業者を確保・育成できるよう、生産現場と農業政策の両面におけるDXの推進に向けて、連携を図っていく必要があります。

### ② 環境負荷低減の促進

環境と調和のとれた食料生産、消費のサイクルに配慮をし、生産力の向上と環境負荷の低減の両立が図れるよう、新たな技術に対する支援や普及を進めていく体制を強化していく必要があります。

### ③ 多様性の尊重

作付け品目や栽培方法、販売先など、農業者一人ひとりが意欲と情熱をもって取組み、様々な農畜産物が生産されています。一方で、少子高齢化が進展していく中で、労働環境の整備を整え、安全・衛生環境を整備していくことが持続可能な農業の展開に不可欠となっています。

また、消費者一人ひとりがもつ価値観も多様化してきており、購入する農畜産物や購入方法なども様々になってきています。生産者・消費者の考え方の違いを認め合い、相互理解のうえで尊重しあう農業振興が求められています。

## (3) 基本理念

### 市民生活に貢献する持続可能な農業

本市農業の将来像の実現には、食料供給・食料自給率の向上以外に、潤いや安らぎの空間を提供するといった市民生活への貢献、環境に配慮した農業や地産地消の推進といった「持続可能な農業」を進めていく必要があり、このためには、「農業」が職業として成り立ち、「農業者」が暮らしていくことが肝要であります。

農業者や市民、多様な主体が連携し、相互理解のもとに持続可能な農業を目指すことを基本理念としました。

---

#### (4) 基本方針

### 稼げる農業の推進

本市の上位計画や関連する計画との連携、また、国や都の計画等との整合を図り、「将来像」、「基本理念」を具体化するための基本方針を「稼げる農業の推進」と定め、

- 多様な担い手の確保・育成
- 競争力の高い農畜産物生産と  
高付加価値化の推進
- 農地の保全・活用と農業生産力の向上
- 持続可能な農業生産と地産地消の推進
- 青梅の特色を活かした農業の推進

という5つの柱となる「施策方針」を示し、展開を図ります。

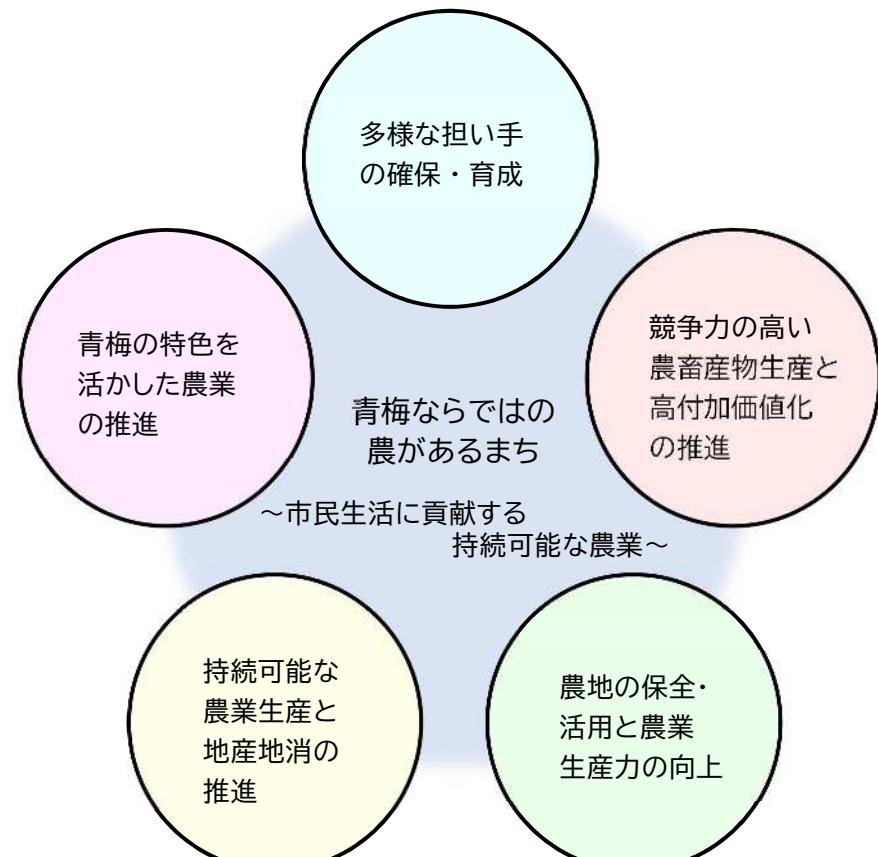
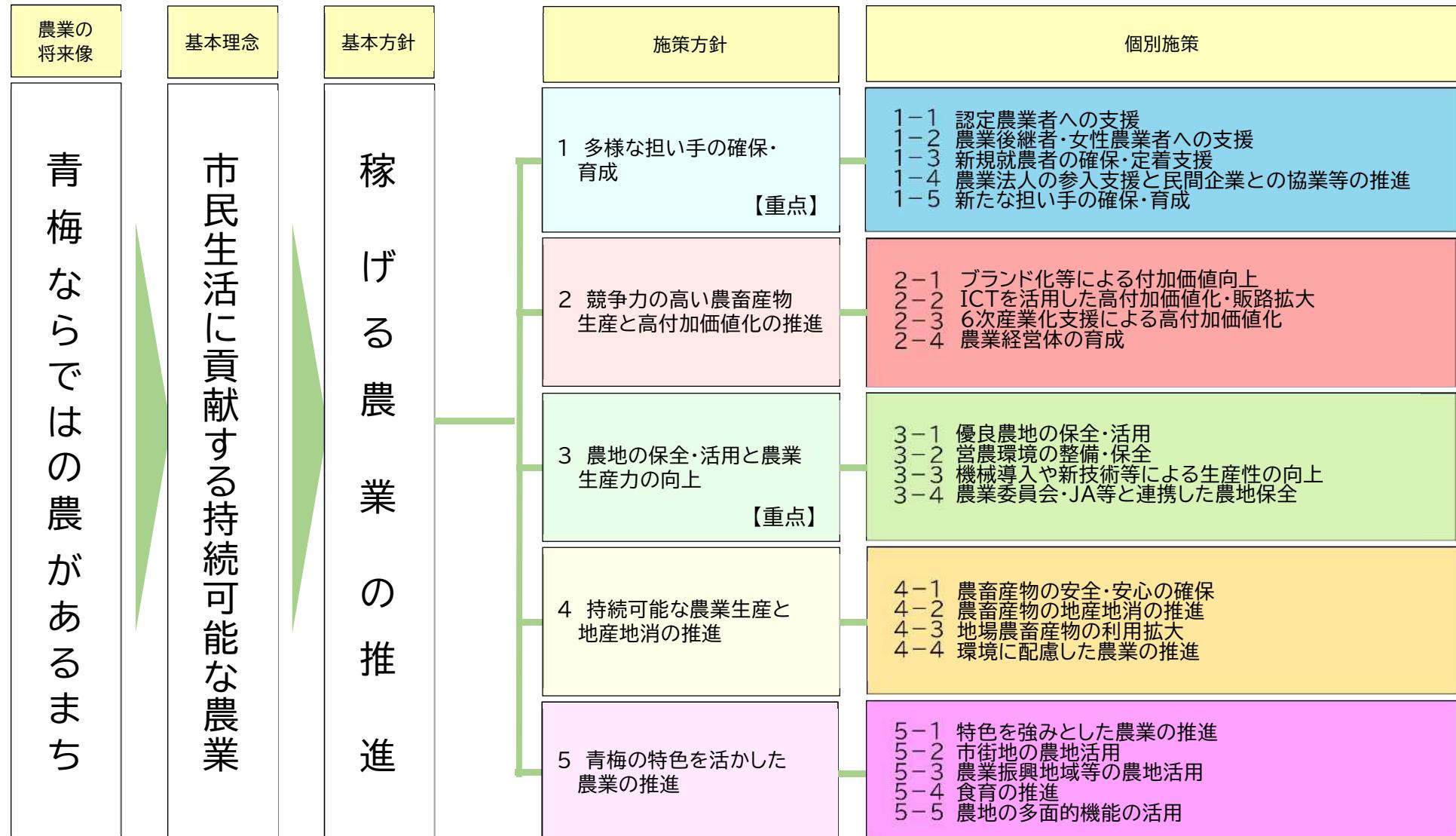


図 4-1 将来像と施策方針のイメージ

# 第5章 将来像実現のための施策展開

## (1) 計画の体系

本市農業の将来像の実現に向けて、施策方針にもとづく個別施策を示します。



【重点】：特に重要である施策

# 1 多様な担い手の確保・育成【重点】

## 10年後に目指す姿

- 職業としての農業が成り立ち、生きがいをもって農業が営まれています。
- 農業後継者や新規参入者、農業法人等のさまざまな担い手が活躍しています。
- 援農ボランティア等の多様な担い手が、地域の農業に携わっています。



### 【個別施策】

- 1-1 認定農業者への支援
- 1-2 農業後継者・女性農業者への支援
- 1-3 新規就農者の確保・定着支援
- 1-4 農業法人の参入支援と  
民間企業との協業等の推進
- 1-5 新たな担い手の確保・育成

# 1 - 1 認定農業者への支援

## ■施策が目指す姿

### －農業を牽引する中核的な担い手－

認定農業者をはじめ、経営力の向上に向けてチャレンジしている意欲ある農業者が中核的な担い手となり、本市農業を牽引しています。

## ■現状と課題

- 認定農業者をはじめ、経営力の向上に向けてチャレンジしている意欲ある農業者は、本市農業を牽引する中核的な存在です。引き続きソフト・ハード両面にわたる支援を行っていくことが求められています。
- 積極的かつ意欲的に取り組む農業者を認定農業者へ認定するため、制度を推進する必要がありますが、認定や支援を受けるためには多くの書類の準備が必要であり、事務手続きのハードルが高いと感じる農業者があります。
- 認定農業者の高齢化と後継者となる若い担い手の不足が深刻な課題となっています。
- 温暖化などの気候変動や物価高騰などの社会情勢の変化による農業環境の急激な変化に伴い、認定農業者が経営のリスクにさらされる可能性があるため、柔軟な支援策が求められています。
- 認定農業者へ認定に向けた認定農業者制度や支援策の情報提供や相談・研修活動、認定農業者の相互交流の取組みが必要とされています。
- 国や都、本市の支援策の有効活用と新たな支援策の充実により、認定農業者への支援の拡大が求められます。

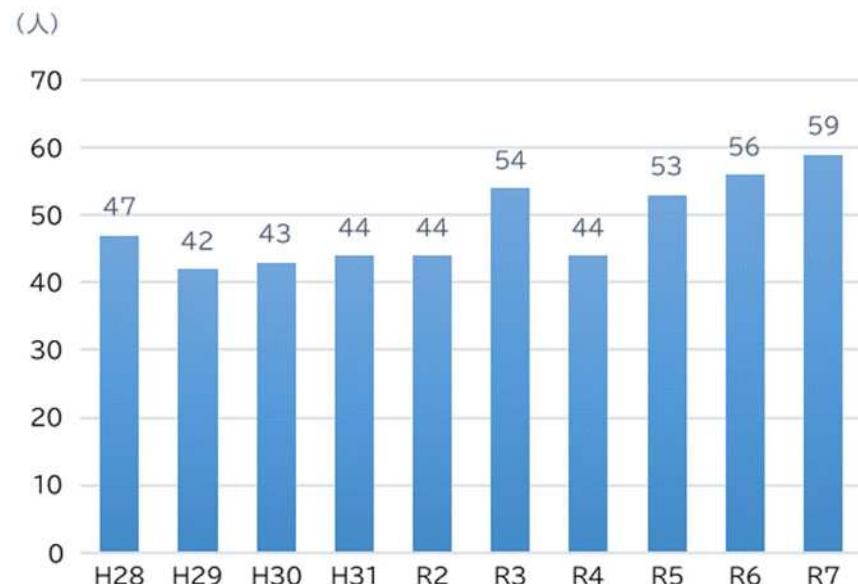


図 5-1 認定農業者の推移

---

## ■取り組み

1-1-1 認定農業者の確保・ 育成	◆認定農業者制度の理解促進のため、研修や説明会を通じて制度内容を明確にし、農業者の制度活用を支援します。 ◆認定農業者間の交流会や情報共有の場を設け、協力体制の確立や技術向上を図り、地域農業の活性化を支援します。 ◆小規模販売農家に対し、専門的な技術や経営改善に向けたノウハウを提供し、認定農業者へのステップアップを支援します。
1-1-2 経営改善計画作成の 支援	◆東京都西多摩農業改良普及センターや東京都農業会議などの関係機関と協力し、経営改善計画の作成を支援します。 ◆講座やセミナーの定期的な開催、同規模農業者の成功事例などを共有し、経営改善計画の作成を支援します。 ◆経営改善計画の定期的な見直しや改善案の提案を行うなど、継続的な相談支援による計画の更新を支援します。
1-1-3 支援策の充実	◆農業経営改善計画実施に対する補助金の拡充や、融資制度の利用を促進します。 ◆助成制度の情報提供や申請支援、活用可能な補助金提案などの支援体制を整備します。 ◆農地の貸借情報を整理し、認定農業者に分かりやすく提供する仕組みを検討します。 ◆農畜産物のブランド化や地域イベントなどの直接販売の機会創出を支援します。 ◆地域需要や気候変動に対応した品種選定や栽培指導、販売戦略の策定などを支援します。

# 1 -2 農業後継者・女性農業者への支援

## ■施策が目指す姿

－先代から受け継ぎ、発展させる担い手－

－女性ならではの視点で、いきいきと活躍する担い手－

古くから受け継がれている農業を引き継ぎ、また、先代とは別の作目等で営農を開始するなどの新たなチャレンジを行う農業後継者が、本市農業を牽引する次世代の担い手として活躍しています。

また、女性ならではの視点を生かした農業展開や起業など、意欲を持った女性農業者が、いきいきと活躍しています。

## ■現状と課題

○農業者の高齢化が進む中、将来にわたり地域農業を維持していくためには、後を継ぐ若い世代の確保が不可欠です。既存農家の子どもたちが安心して農業を継げるよう、経営の安定化や所得向上を図ることが必要です。

○農地や施設などを一から準備する必要のある農外からの就農者と比べ、農業後継者は、基本的な機材や経営基盤があるため、農業経営を開始しやすいと言えますが、農業を継ぐかどうかを検討中の方に対しては、農業経営に関する情報提供のほか、既に親元就農した方との情報交換の場を設けることが求められています。

○親とは別の作目等で営農を開始するなど、新たなチャレンジをする場合には、後継者ごとのニーズに対応した支援が必要とされています。

○近年は自ら作付計画を立て、栽培や販売に取り組む女性農業者が増えており、女性ならではの視点を活かした新たな品目の栽培などを行っています。

○家族経営が多い本市農業では、女性農業者の妊娠・出産・育児期において、農業経営の各種業務に関わることが難しくなり、事業規模の縮小・変更を余儀なくされるケースが課題とされています。

○誰もが活躍できる環境づくりに向けて、家族内の役割分担を明確にし、労働環境の改善につながる家族経営協定の締結が必要とされています。

○女性農業者がいきいきと活動できるよう、女性組織の活動を支援とともに、未加入の女性農業者への啓発を進め、女性農業者の特徴を生かした起業を支援し、新たな農業展開が求められています。

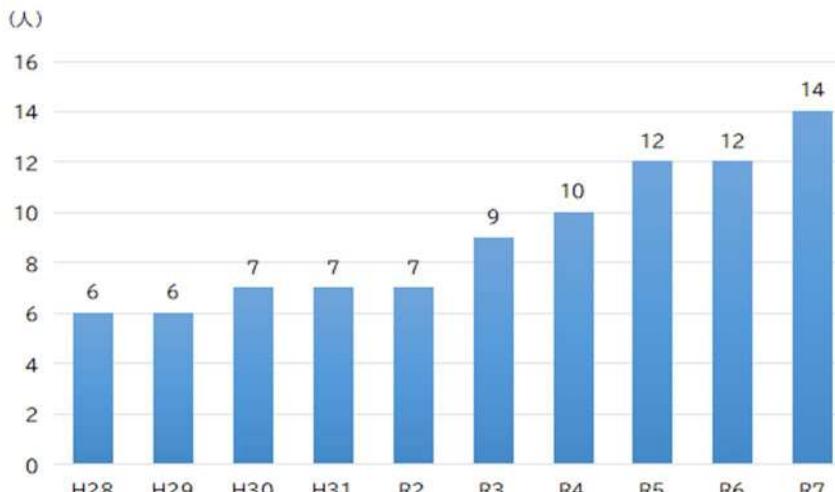


図 5-2 女性認定農業者の推移

## ■取り組み

1-2-1 農業後継者の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>◆新たな作目や栽培方法に挑戦する後継者への技術指導や販路開拓を個別に支援する体制を整備します。</li><li>◆これらの新たな作目を使ったブランド化の担い手として後継者を位置づけ、商品開発やマーケティング、販路開拓を支援します。</li><li>◆経営の継承における施設や機械の更新、スマート農業などの新技術導入などに対する補助を検討します。</li><li>◆都や農林水産振興財団（以下、「財団」という。）等による専門的な講習会等への参加を促進し、更なる技術や経営能力の向上を目指す後継者を支援します。</li><li>◆後継者同士の情報共有や学び合いとなる交流イベントや研修会を定期的に開催し、地域との連携の強化を図ります。</li><li>◆農業後継者に対する効果的な支援策について検討をします。</li></ul>	1-2-2 後継者組織の活動支援	<ul style="list-style-type: none"><li>◆農業技術研修や地域間交流の推進、先進事例の視察ツアーなどを実施し、スキル向上とネットワーク拡大を図ります。</li><li>◆後継者が農業経営者と交流し、直接指導を受ける機会を創出し、経営ノウハウや実践的技術の共有を促進します。</li><li>◆魅力を感じる農業経営や作物を普及するため、先進的経営モデルや高付加価値作物の成功事例を紹介する機会を提供します。</li><li>◆スマート農業技術などの先進技術を導入している農家への視察研修や、実演会を開催し、具体的なメリットを理解してもらう機会を提供します。</li></ul>	1-2-3 家族経営協定締結の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>◆家族間のコミュニケーション強化と定期的な意見交換を促進し、皆が主体的に経営参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備します。</li><li>◆労働時間や作業負担の適正化を図るため、効率的な作業体系の導入や機械化の推進、休暇の取得促進などの労働環境の整備を推進します。</li><li>◆協定書の作成時の支援を行い、持続可能な農業経営に向けて、継続的な支援体制を整備します。</li><li>◆認定農業者制度等の関連施策との関りをわかりやすく周知することを通じ、農業経営体内部の家族協定締結の重要性を高めていきます。</li></ul>
-------------------	--	---------------------	--	----------------------	--

1-2-4 女性農業者の活動支援	<p>◆家族内での女性の役割分担や就業条件を明確化し、育児や家事と農作業の両立を可能にする柔軟な働き方を促進します。</p> <p>◆女性農業者の出産や育児といったライフステージの変化に対応した、国や都の助成施策の活用を支援します。</p> <p>◆女性が安心して働ける環境整備や、作業負担を軽減する省力化に向けた農業技術の活用を促進します。</p> <p>◆女性農業者同士が情報交換し、互いに支え合う活動を積極的に支援していきます。</p>
1-2-5 起業の支援	<p>◆農業技術を体系的に学べる研修プログラムの情報提供を積極的に行い、各農業者が目指す技術レベルや経営形態に合わせた実践力と知識の融合を支援します。</p> <p>◆就農者の起業に向けた初期投資の負担軽減のため、公的支援や補助金・融資制度の活用を促します。</p> <p>◆直売所や学校給食への供給拡大など、農畜産物の販路拡大やブランド化による高付加価値化の取組みを支援します。</p> <p>◆普及指導員やJA職員、先輩農家などが連携し、就農から経営安定・定着までを地域全体でサポートする体制を構築します。</p> <p>◆自然災害や市場価格の変動といった農業経営のリスクに対し、保険や共済制度などの活用を促し、長期的に支援します。</p>

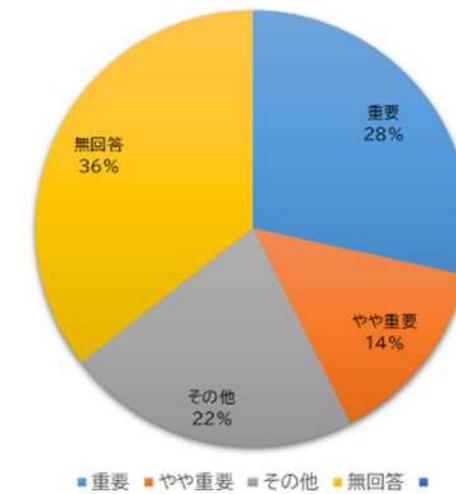


図 5-3 農業後継者の育成・確保の重要性について  
資料:令和6年度に実施した農家アンケート



# 1 - 3 新規就農者の確保・定着支援

## ■施策が目指す姿

### - 農外からの就農を志し、活躍する新たな担い手 -

新たに農業を志す新規就農者が、地域農業の担い手として定着し、将来的には本市農業を牽引する中核的な担い手を目指しています。

## ■現状と課題

- 農業は農地や資機材、農業技術やノウハウが必要であり、新規参入への障壁が高い職業の一つです。特に農地取得の困難さや、初期費用の負担が大きい点が課題となっています。
- 特に農外からの新規就農の場合、農地の確保が就農の障壁となっています。就農希望者が確実に市内で就農できるよう、農業委員会等と連携して、賃借等による農地の確保を支援する必要があります。
- 新規就農者の多くは、技術や経営のノウハウが十分ではない場合が多く、初期段階における経営の安定化をどう図るかが課題です。
- 農畜産物を販売するための販路や取引先を開拓することも重要であり、既存の大規模農家や、価格競争の中で十分な収益を上げることが困難な場合があるなどの課題があります。
- 市外からの新規就農者が就農する場合、その地域との調和が不可欠であり、地域の農業者や住民との関係構築が求められています。
- 独立就農や雇用就農などさまざまな就農相談に対応できるよう、相談体制の強化が必要です。また、就農希望者のスキルに応じた農業技術研修の実施や、農地のあっせん、農業機械・栽培施設等の整備や販路開拓への支援を通じて、就農・定着を後押しする必要があります。

○新規就農者の経営の安定には、実現可能な営農計画に基づき、その計画を着実に実現していくための技術力・経営力を養うため、就農後のフォローアップ体制の強化も必要です。

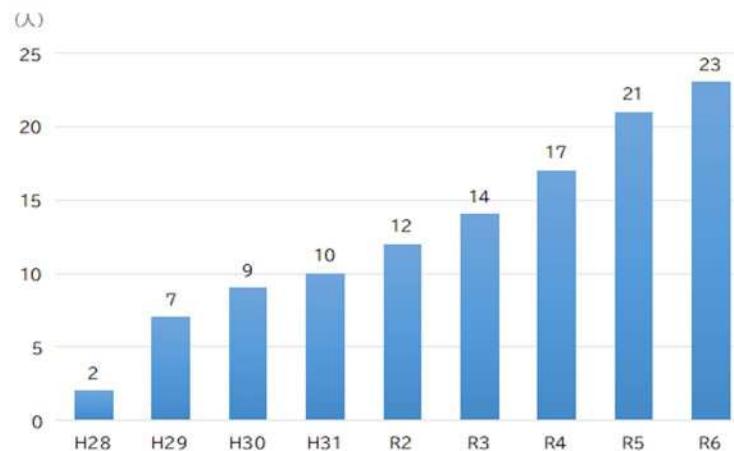


図 5-4 認定新規就農者の推移(認定累計数)

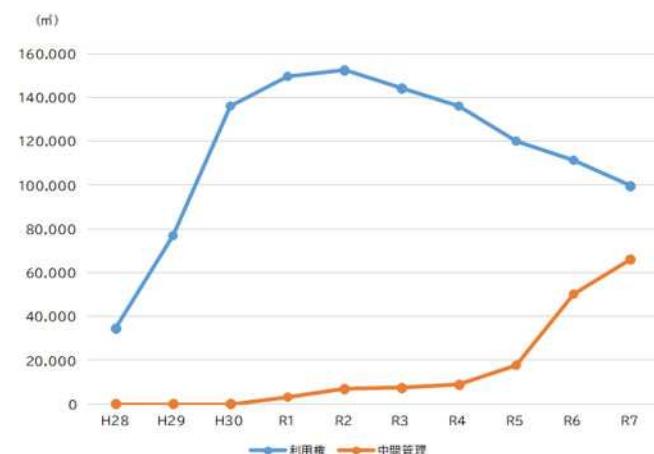


図 5-5 貸借面積の推移

## ■取り組み

1-3-1 新規就農者の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>◆財団や農業会議と連携し、新規就農者の確保に向け、相談窓口を通じて具体的な就農への道筋を示します。先輩就農者の事例紹介など具体的な就農情報をホームページなど各種媒体を通じて発信をします。</li><li>◆新規就農者の持つ、生活面での不安の軽減に向け、補助事業の活用を支援します。また、就農後も関係機関と連携して、継続的な支援を図ります。</li><li>◆農業者や財団と連携し、研修生の実習先として市内の農業者を紹介するなど、就農希望者を育てる環境を確保します。</li><li>◆農業会議や農業委員会、JAなどが連携し、農地情報の提供や賃借のマッチングを円滑に進めます。</li></ul>	1-3-3 認定農業者へのステップアップ支援	<ul style="list-style-type: none"><li>◆都やJA、農業委員会などが連携し、就農相談から経営開始、その後の経営発展・定着まで切れ目なく支援します。</li><li>◆都の普及指導員などと連携し、経営管理能力を高めることで、認定農業者へのステップアップを促します。</li><li>◆認定農業者の支援制度に関する情報提供を徹底し、経営発展に必要な投資を支援します。</li><li>◆経営改善計画の策定手法、簿記・会計の基礎知識や税務申告など、農業経営に必要な知識の習得を促します。</li><li>◆経営状況に応じた個別相談により、経営改善計画の作成をサポートし、認定取得への道筋を示します。</li></ul>
1-3-2 新規就農者の育成	<ul style="list-style-type: none"><li>◆初期投資や経営開始後の生活費の不足に対し、補助金や融資などの担い手育成制度の活用を促進します。</li><li>◆農業委員会と連携し、貸借を希望する農家と新規就農者をマッチングさせ、計画的に優良農地をあっせんします。</li><li>◆都やJAと連携した技術的支援や、早期の経営安定化が見込める作目を推奨し、経営基盤を固める重要性を示します。</li><li>◆経営計画の作成や簿記、販路開拓といった、経営能力の習得のサポートを行います。</li></ul>		

# 農業法人の参入支援と

## 1 -4 民間企業との協業等の推進

### ■施策が目指す姿

#### – 異分野の融合による多様性のある農業経営 –

企業等の農業経営への参入により、異分野との融合による新たなイノベーションが創出され、多様な農業経営が営まれ、地域の経済が活性化されています。

### ■現状と課題

- 本市の農業は個人経営が中心であり、高齢化や後継者不足により、遊休農地等や管理困難な農地の増加が懸念されています。一方で、地域外の法人や企業、地元企業の農業参入の可能性もあります。
- 企業等の農業経営への参入は、異分野の融合による新たなイノベーション創出の可能性を秘めています。
- 農業の強靭化を図っていくためには、農業経営の多様性を確保していくことが重要であるため、農業参入を希望する法人に対して、農地のあっせんや、農業機械・栽培施設等の整備に対する支援に加え、冷却システム付き温室や植物工場などといったICTや新技術の活用に対する支援も視野に入れる必要があります。
- 農業は土地を基盤とする産業であるため、農業法人が事業を立ち上げる際、農地の確保が最大の課題となることがあります。農地法などの関係法令により、一定の条件を満たさないと農地購入や賃借ができず、新規参入法人は条件を満たすことが難しい場合や、農地が分散していることにより、事業拡大を目指す際に効率が悪化する懸念があります。
- 農業法人が参入する際には、機械設備やインフラ整備のために多額の初期投資が必要になります。また、利益が出るまでに時間がかかる場合多く、資金繰りが課題とされています。

○農業法人が事業を拡大するためには労働力が不可欠ですが、農業人口が減少傾向であることから人材確保が難しくなる場合や、農業法人特有の経営管理能力が必要となります。

○農業法人が地域で農業活動を行う場合、既存農家や地域、自治体との連携が不可欠であり、既存農家との競合や地域との信頼関係の構築、地域農業との調和といった課題解決に向けて取り組む必要があります。

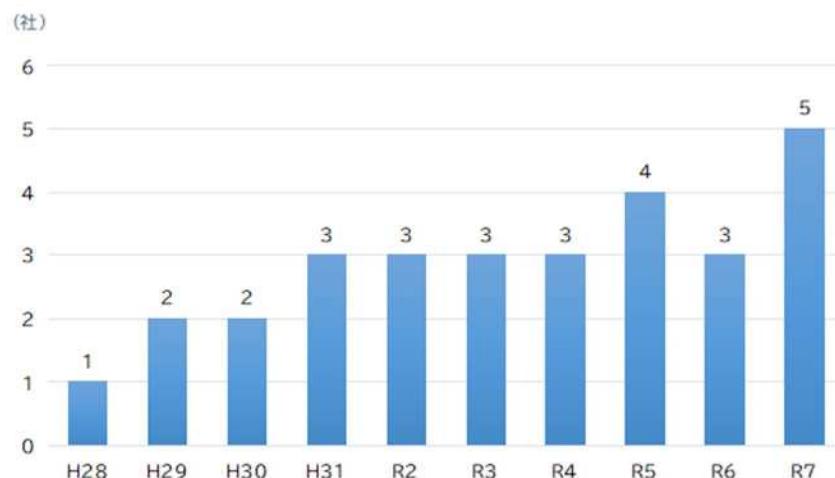


図 5-6 法人の認定農業者の推移

## ■取り組み

1-4-1 法人の営農環境の実現のための農地の流動化支援	◆市内農地の利用状況等の相談に応じます。 ◆地域農業の担い手に法人の位置づけを検討し、法人の効率的な営農環境の実現を支援します。 ◆農地所有者へ農地貸借のメリットを周知し、所有者や地域住民の法人参入への理解と協力を促進します。
1-4-2 農業機械・栽培施設等の整備支援	◆農地の法人への流動化支援および整備支援と併用した機械・施設の導入を支援します。 ◆農地情報の「見える化」や就農計画の作成、経営発展への支援まで一貫してサポートし、企業の農業参入を促します。 ◆新規参入時の機械・施設の導入に対応した補助金や融資制度の活用を促進します。
1-4-3 法人の雇用就農に対する支援	◆農地所有適格法人の手続き支援を行い、農用地の効率利用につながる地域計画に法人を位置づけることを支援します。新たな担い手として農地集積を円滑に進めていきます。 ◆農業法人の人材確保およびその定着支援に向け、関係機関と連携を図り、知識・情報の両面から積極的に情報提供を行います。適切な労務管理を支援し、効率的な農地利用の担い手として支援を図っていきます。
1-4-4 法人と地域の調整サポート	◆法人の経営方針を十分に把握し、地域の農業者やJAなどとの交流会や意見交換の場を設け、円滑な地域との連携を促進します。 ◆法人が目指す農業の将来像（生産品目、雇用計画など）について、農業委員会との調整をはかり、相互理解の土台を築きます。 ◆営農計画にもとづいた実施について農業委員会、JAと協力を行い、地元農家と法人との調整に連携してあたります。
1-4-5 ICTや新技術を活用する企業との協業や誘致	◆ローン・自動灌水・リモート管理などのスマート農業技術等、経営の合理化に資する技術を有する法人との協業支援を検討していきます。 ◆植物工場や冷却システム付き温室などの導入研究や企業誘致を促進します。

# 1 -5 新たな担い手の確保・育成

## ■施策が目指す姿

### -多様な担い手が活躍する農業-

援農ボランティアや半農半Xなどの多様な担い手が活躍できる環境が整い、農業に関わる人が増加することで、農業に対する理解や関心が深められています。

## ■現状と課題

- 農業従事者の高齢化や後継者が不足している一方で、都市近郊という地の利から、新たに就農を希望する者も多い本市農業を持続可能にするために、多様な担い手を確保・育成していく必要があります。
- 農業が「厳しい肉体労働」や「収入が低い」というネガティブなイメージで捉えられがちであり、農業が地域や環境への貢献する価値や魅力について、周知・発信が必要とされています。
- 援農ボランティアや半農半X、定年退職後の就農者や市民農園の利用者も本市農業を支える担い手として位置づけ、それぞれの担い手に対する支援や取組みを充実することが必要です。
- 農業に携わることを希望する多様な担い手の意識醸成はもちろん、受け入れる側の体制構築も課題です。農業の担い手不足に対する課題は認識されているものの、フルタイムでの農業従事者ではないことや、継続的・安定的に農業に携わることが難しい場合があることを理解する必要があります。
- 地域コミュニティとの連携や関係性を構築することも重要であり、地域住民や既存農家と多様な担い手との相互理解が求められています。
- 援農ボランティアは、本市農業にとって重要な担い手であるため、確保に向けた継続的な支援や、高度な農業技術の習得を支援する取組みも必要です。

○テレワークの普及等により、働き方や生活スタイルの多様化が進んでおり、空き時間を活用して農業に関わりたいという人が増加しています。別に仕事を持つ副業的に農業にも従事する半農半Xが活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。

○定年退職者による就農も農業後継者として位置づけ、既存制度の有効利用や交流支援、希望農家の把握や援農の仕組みを検討していく必要があります。

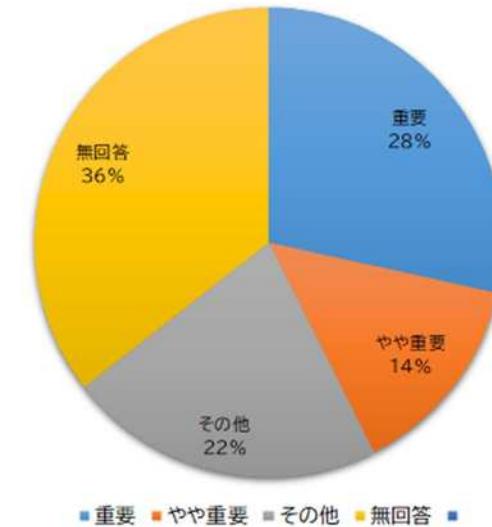


図 5-7 農業後継者の育成・確保の重要性について  
資料:令和6年度に実施した農家アンケート

---

## ■取り組み

1-5-1 援農ボランティアの確保・育成	◆ホームページの活用を通じ、地域農産物の魅力を伝えます。SNSの更なる活用や市広報による情報発信により強化していきます。 ◆都や財団の援農ボランティア事業を活用し、市民と地元農家との結びつけを強化していきます。農作業支援と農業理解促進を図り、地域活性化と労働力の確保を図ります。	1-5-4 就農希望者向けの農業研修・体験の支援	◆東京都農業会議等の関係機関と連携し、就農相談会を開催することで就農希望者への情報提供を促進します。 ◆市内農業者との交流を促進するため、農家が農作業を体験できる場を整備することで、地域農業への関心を高めます。 ◆JAを中心に地元農家での研修受入れを推進し、就農農業者の育成と技術継承を促進することで地域農業の持続可能な発展を目指します。 ◆東京農業アカデミー等の関係機関と連携し、農業全般に関わる座学研修や就農に結び付く実践的な技術研修の充実化を目指します。
1-5-2 援農ボランティアによる支援活動の推進	◆援農ボランティアを希望する市民と受け入れ希望農家の把握を進めます。 ◆関係機関の持つ、人材登録の仕組みを活用し派遣調整や交通費補助、情報共有を通じて円滑な支援活動を実現します。		
1-5-3 半農半Xの普及や定年帰農などの支援	◆半農半Xや定年帰農を推進するため、身近な新規就農者などが実施する、地域交流イベントを支援します。協働での開催についても検討を行っていきます。これらを通じて、多様な生活や農業参入を促進します。 ◆東京都西多摩農業改良普及センターが主催する講習会などに関し、情報提供、参加促進を図ります。		



## 2

# 競争力の高い農畜産物生産と高付加価値化の推進

## 10年後に目指す姿

- 他にはない、青梅ならではのブランドが定着しています。
- 農畜産物の販路が拡大され、魅力のある職業としての農業が行われています。
- 生産・加工・流通等の連携により、地域経済が活性化しています。

### 【個別施策】

- 2-1 ブランド化等による付加価値向上
- 2-2 I C Tを活用した高付加価値化・販路拡大
- 2-3 6次産業化支援による高付加価値化
- 2-4 農業経営体の育成

## 2-1 ブランド化等による付加価値向上

### ■施策が目指す姿

#### －様々なストーリーを持ち、生産者の顔が見える農畜産物－

独自の歴史や誰がどうやって育てたのかなど、様々なストーリーを持つ本市の農畜産物、また、消費地に近いという地理的特徴を最大限に活かし、生産者の顔が見える農畜産物としてブランド化が進み、農畜産物の付加価値が向上しています。

### ■現状と課題

○本市の農畜産物は、独自の歴史や、誰が育てたのか、どうやって育てたのかなど、様々なストーリーを持っており、農畜産物の付加価値を高めるには、消費地に近いという本市農業の特徴を最大限に活かし、生産者の顔が見える農畜産物としてブランド化を進めることができます。

○多彩な農畜産物の生産を行っている本市農業の特徴を生かすため、「露茜」や「TOKYO X」など既にブランドとなっている農畜産物の生産を維持するとともに、地区特性を生かした新たな特産品の開発、ブランド化が必要とされています。

○新たな特産品の育成やブランド化をどのように進めていくかが課題です。

○東京都西多摩農業改良普及センターなど関係機関との連携の強化や、加工品開発に適した、新品種の導入支援などが求められています。

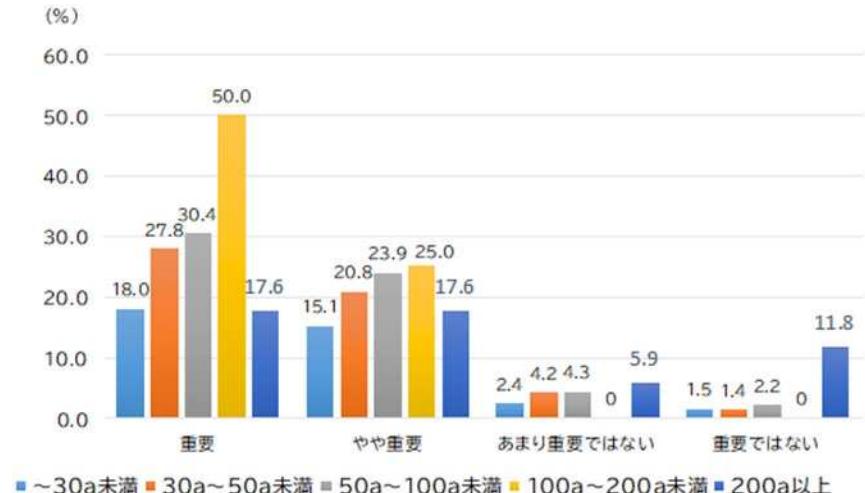


図 5-8 ブランド化の推進の重要性について

資料:令和6年度に実施した農家アンケート

## ■取り組み

2-1-1 特産品・ブランド化の研究	<ul style="list-style-type: none"><li>◆東京都西多摩農業改良普及センターの持つ農業的知見を活用し、加工に適した新品種である「露茜」や「TOKYO X」など、生産者が積極的に取り組めるよう情報提供を進めます。</li><li>◆各生産者の市場調査、SNSの活用や加工品のブランド化への、認知度向上を支援します。</li></ul>	2-1-3 農畜産物の認証制度の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>◆生産者や農畜産物のストーリー、安全性などを踏まえた、青梅ならではの認証制度について、消費者や流通業者への意識調査等の調査研究を進めます。</li><li>◆消費者の信頼を獲得するため、品質統一の意識を高め、一定の基準を満たした高品質な農畜産物の安定した供給体制の確立に向けて生産者間で協議を進めます。</li><li>◆地域での活用の場を増やし、青梅産農畜産物の素晴らしさを周知します。青梅の生産者の持つストーリーを伝え、認証制度に代表されるブランド化への土壤を醸成します。</li><li>◆地域の認証制度の試験的な実施や「地理的表示（G I）保護制度」などの各認証制度の研究を進めます。</li></ul>
2-1-2 高付加価値への取組に対する支援	<ul style="list-style-type: none"><li>◆生産者の顔が見える、安全・安心な農畜産物の提供するため、生産過程での品質管理の強化、衛生管理やトレーサビリティシステムの構築を検討します。</li><li>◆地域全体での品質の均一化と向上を図り、地域独自の統一ブランド化に向け、栽培技術の講習会や品質管理基準の作成などの取組みを支援します。</li><li>◆地域資源である農畜産物を活用した6次産業化を支援し、商品の加工・販売を支援することで付加価値の向上、地域の魅力と競争力を高めます。</li><li>◆多様なメディアやイベントなどでの情報発信や消費者との交流を拡大し、大都市圏への販路開拓やオンライン販売を通じた新しい顧客層の獲得を支援します。</li></ul>		

## 2-2 ICTを活用した 高付加価値化・販路拡大

### ■施策が目指す姿

#### －先進技術を活用した安心・安全の担保による高付加価値化－

ICTなどの先進技術の活用により、データに基づき生産され、安心・安全が担保された付加価値の高い農産物が、SNSなどを通じたストーリー性のある情報発信、オンライン販売プラットフォームなどを活用し、全国の消費者に周知・販売されています。

### ■現状と課題

- 東京農業は、多品目少量生産と、近隣の消費者への直売を特徴として いますが、生産した少量の農畜産物を都心部等の小売店に出荷する 場合は、輸送コストが高額となり、小売価格も上昇します。
- デジタル技術の活用により、生産者ごとの出荷や配送先の情報を共有し、共同配送を行うことで物流コストを低減するマイクロ物流などの導入 促進が課題です。
- 東京農業は、狭小な農地を有効に活用し、収益性の高い経営を行うことが求められます。生産性の向上や省力化に向けて、先進技術を活用し、データにもとづく生産管理や農作業の効率化などを推進する東京型 スマート農業への取組みが求められます。東京型スマート農業をさらに強化し、東京農業の実態に即した、農業者が導入しやすいスマート農業技術の開発・普及が課題です。
- 東京都では農業の高付加価値化と販路拡大に向けてICTを活用した スマート農業を推進しており、生産管理アプリや環境センサーを活用 した品質向上、ECサイトやSNSによる直販強化などの取組が推進されていますが、ICT機器やシステム導入に対する費用負担や操作スキルの不足が課題であり、導入が進まないケースもあります。本市においても、ICT活用を推進することが求められます。

○共同直売所の加工、流通などの機能強化を検討し、農家が納入しやすく、多様な販売が可能となるような体制の検討が課題です。

○生産した農畜産物を有効活用し、観光事業等と連携するなど、農家や 市民が利用しやすいような販売場所の工夫や販売方法を支援することによって 農家の直売機会を拡大していくことが必要とされています。

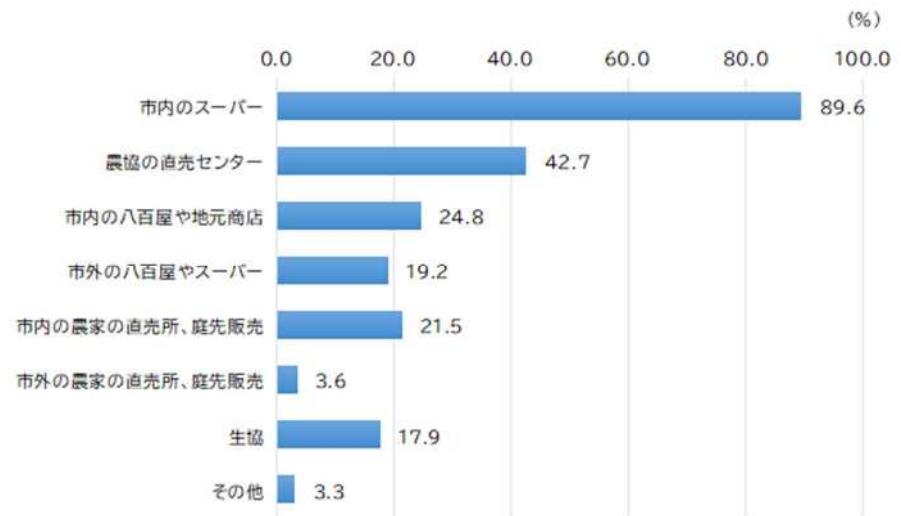


図 5-9 農作物を購入するところについて(複数回答可)

資料:令和6年度に実施した市民アンケート

2-2-1 スマート農業による高品質化・収量の増加	<p>◆農業のデータ収集・分析を可能にするICT機器、ドローンやAI等の新技術の導入による生産効率の向上、高品質化や収量増加を支援します。導入に際しては、国や都の補助制度や技術指導の活用を促進します。</p> <p>◆スマート農業などの先端技術を学ぶ機会の場を提供することや農業者間での成功事例の研究やノウハウの共有の場の設置の検討を行います。</p>
2-2-2 生産と販売の一体化による持続的経営	<p>◆ICT技術を活用した直売所の機能強化を図り、在庫管理や顧客分析の効率化につなげる取り組みを支援します。</p> <p>◆直売所に併設した加工施設の設置の支援を検討し、収益の多角化を目指す意欲ある農業者を支援します。</p> <p>◆農家自身での直売自販機の設置など直接販売を支援するとともに、直売所や地域イベントで生産者と消費者をつなぎ、多角的な販売ルートを確立することで、農畜産物の販売力を強化し、持続的な経営を支援します。</p> <p>◆ICTを活用した生産者・流通業者・販売者間のリアルタイムでの情報共有化や小規模配送ネットワークを効率化し、需要に応じた迅速な供給を可能とする物流システム等について、先進事例を調査研究します。</p> <p>◆共同直売所では購買データを分析した品揃え改善を実施するとともに、プロモーションや情報発信を強化し、地域内外での認知拡大と新規顧客の獲得を目指します。</p>

2-2-3 インターネットを活用した販売	<p>◆農畜産物のECサイトによる地域特産品の魅力発信や、SNSで生産者のストーリーや商品の特徴を紹介し、ターゲット層へ積極的に販促活動を展開する支援を強化します。</p> <p>◆デジタル技術を活用したリアルタイムでの受注や出荷情報の管理や、販路拡大に向けて物流業者との連携強化による効率的な配送網の構築に向けて、先進事例を調査します。</p>
-------------------------	---

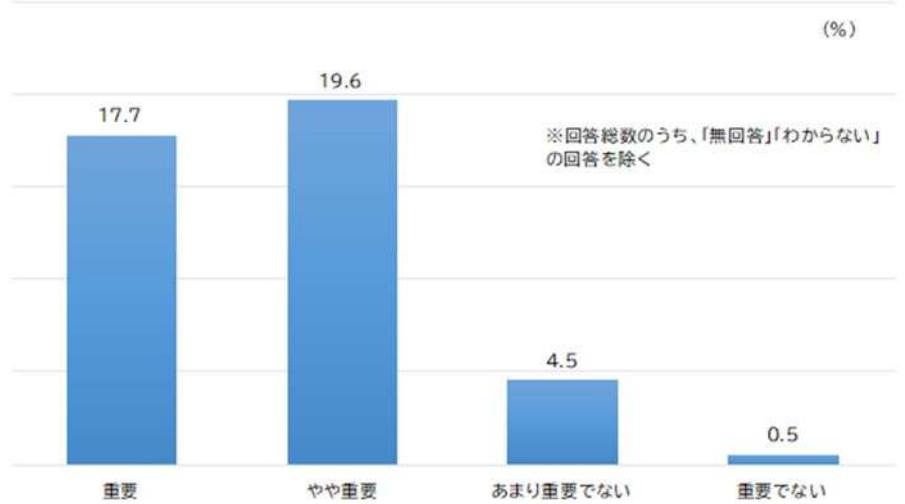


図 5-10 多様な直売の推進の重要性について  
資料：令和6年度に実施した農家アンケート

## 2-3 6次産業化支援による高付加価値化

### ■施策が目指す姿

#### - 6次産業化による、農畜産物の新たな価値の創造 -

農業者だけでなく商工業者などと連携し、各地区で生産される農畜産物の特性を生かした加工品開発や新たなサービスが提供され、農畜産物の付加価値が向上しています。

### ■現状と課題

- 農業者は、加工・販売に関する専門的な知識や技術が不足していることが多く、新事業の展開が難しく、売上や収益管理、マーケティング戦略などの経営面での課題も見受けられます。
- 農畜産物の加工のためには、加工設備の導入や新商品の開発に向けた初期投資が必要となります。特に個人経営の場合は、これらの6次産業化にかかる初期投資が取り組みの障害となり、取り組みに消極的になるケースがあります。
- 加工や販売に携わる人材が不足しており、特に中小規模の農家ではマンパワーが限られています。若者をはじめとする新しい人材を産業に呼び込む仕組みが求められています。
- 販売ルートの拡大が進まず、地元市場にとどまるケースが多く、市外の市場への販路が十分に確保できないケースがあり、課題となっています。
- 地域資源のブランド化として地域性や歴史を活かしたストーリーを商品の背景に持たせ、ブランドとして確立させたり、農畜産物そのものの品質向上を高めつつ、加工技術に磨きをかけて競争力を高めることが課題です。

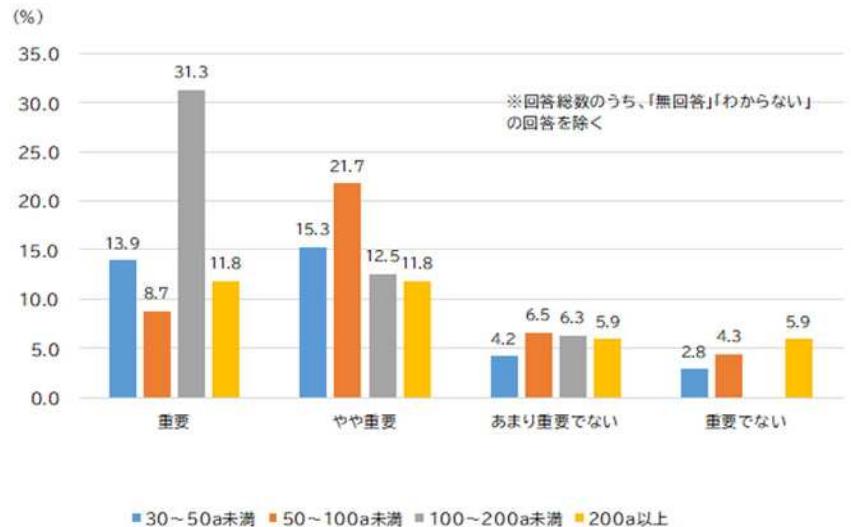


図 5-11 6次産業化の推進の重要性について

資料：令和6年度に実施した農家アンケート

---

## ■取り組み

2-3-1 生産・加工・販売を一 体とした商品開発、販 売の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>◆地域資源である地場農畜産物を原材料とし、商工業者の技術を活用した新商品開発を推進します。</li><li>◆観光業や飲食店との協働の可能性を模索する農業者団体に対し、他の成功事例の情報提供を行うことで新たな販売機会の創出を推進します。</li><li>◆農業者だけでなく、JAや商工業者などの多様な関係者と連携した商品開発を促進して、地域全体でブランド化の取組みを支援します。</li></ul>
2-3-2 加工品の開発や加工 施設導入の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>◆地場農畜産物を利用した加工品開発を推進し、地域性を生かした商品づくりや新規市場開拓を行いブランド化を促進します。</li><li>◆複数の農家が共同で利用可能な加工施設や設備の導入により、農業者等が効率よく加工品を生産できる体制を整備を推進します。</li></ul>
2-3-3 農業者団体等による 加工の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>◆地場農畜産物を活用した独自商品を開発・販売し、地域ブランドの確立や新規市場開拓を目指す活動を支援します。</li><li>◆加工技術や商品化ノウハウを学ぶ専門研修を実施し、実践型ワークショップを開催して農業者団体等の技術向上を支援します。</li></ul>

## 2-4 農業経営体の育成

### ■施策が目指す姿

#### – 地域経済の活性化に不可欠な力強い経営体 –

持続可能な農業の実現に不可欠な、意欲と能力のある力強い経営体が、農業生産を維持し、地域経済の活性化を図っています。

### ■現状と課題

- 営農指導や病害虫診断、経営指導や情報共有等に、デジタル技術を積極的に活用することで、遠隔地でも迅速かつ効果的な支援を行い、農家の技術力・経営力を強化していくことが求められます。
- 経営診断の支援や家族経営構構員一人ひとりの能力と意欲を発揮できる環境をつくるための家族経営協定の締結等を支援し、個々の農業経営体の育成が必要とされています。
- 東京都や市の補助事業を活用した農業機械の近代化や東京都西多摩農業改良普及センター等と連携した営農集団の育成支援が求められています。

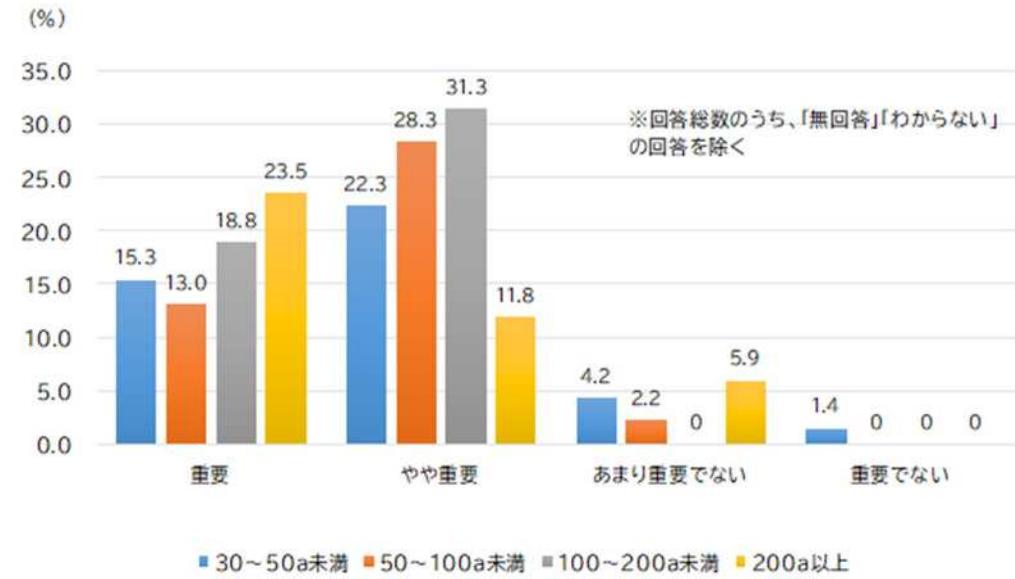


図 5-12 農業経営体の育成の重要性について

資料：令和6年度に実施した農家アンケート

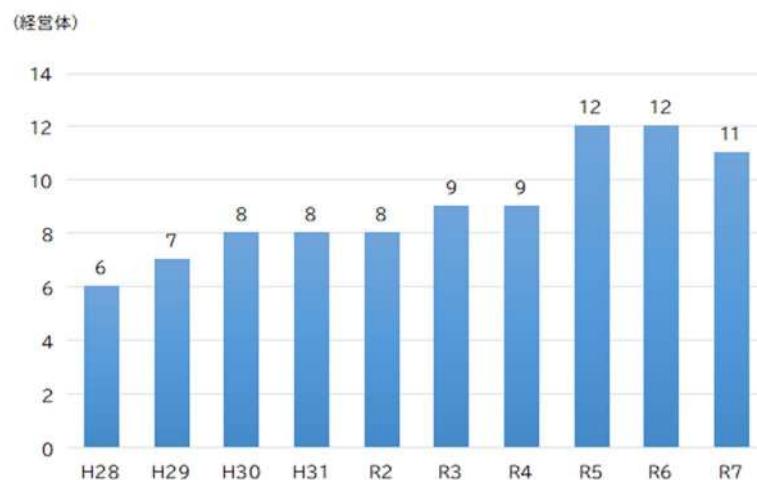


図 5-13 家族経営協定の締結数の推移

---

## ■取り組み

2-4-1 経営診断の支援	◆経営課題について、専門家による農業者向けの相談会を設け、経営改善や収益向上につながる具体策を提示する機会を提供します。 ◆関係機関による個別の経営相談会の案内に努め、収益改善や効率化に向けた具体的なアドバイスを行う支援活動を展開します。	2-4-4 交流活動の支援	◆先進的な農業技術や経営方法を学ぶ先進地視察を農業委員会と協働で実施することを検討し、新たな知識や技術の習得の支援を通じて経営向上を目指します。 ◆地域の農業経営者を中心に、技術や経営課題の情報共有を行う交流会や勉強会を開催し、協力体制を強化します。
2-4-2 市内農業団体等との連携の強化	◆JAと連携した農業技術・事業ノウハウの共有や共同イベント開催などの連携を強化し、農業経営体に対して総合的な支援を展開します。 ◆市内の各農業振興団体間の意見交換や課題共有の場を支援し、円滑な連携構築を促進し、農業経営体の課題解決に向けた支援を強化します。 ◆東京都西多摩農業改良普及センターとの連携を強化し、専門家による指導や技術支援を受けるためのネットワークを拡充し、市内農業経営体の技術向上を図ります。		
2-4-3 研修の支援	◆農業簿記や事業計画策定、マーケティング技術など経営向上に資する具体的な知識や技能を習得する講習会を定期的に開催します。 ◆東京都農業会議による農業経営に関する相談窓口、専門家による技術指導や問題解消を支援する研修活動を充実します。		



### 3 農地の保全・活用と農業生産力の向上【重点】

#### 10年後に目指す姿

- 農地の集積・集約がなされ、優良農地の利活用がより促進されています。
- 鳥獣害被害について、対応がなされ、農業者の安心と農畜産物の安定的な供給が図られています。
- 農地中間管理事業のPR等を通じ、農地の流動化と農地保全の仕組みが整備されています。

##### 【個別施策】

- 3-1 優良農地の保全・活用
- 3-2 営農環境の整備・保全
- 3-3 機械導入や新技術等による生産性の向上
- 3-4 農業委員会・JA等と連携した農地保全

### 3-1 優良農地の保全・活用

#### ■施策が目指す姿

##### －様々な主体により保全・活用される農地－

農畜産物の生産基盤であるとともに、生活に潤いを与え、良好な生活環境に資する貴重な財産である農地が、引き継がれ、活用されています。

#### ■現状と課題

- 農地は、農畜産物の生産基盤であるとともに、市民生活に潤いを与え、良好な生活環境に資する貴重な財産であります。
- 東京農業を今後も維持・発展させていくには、市や農業委員会、東京都農業会議、JA西東京と都が緊密な連携を図り、限られた農地を保全し、有効に活用していくことが求められています。
- 農地が利用されやすくなるよう農地の集積集約化方針を決める地域の話し合いを促進し、目標地図を含む地域計画の策定、見直しが必要です。
- 農業振興地域農用地区域は、市の土地利用方針をふまえつつ、認定農業者など意欲ある農家や法人等への集積を検討するとともに、市民が農業に親しめる機会や農業者との交流の場を設け、農業者や市民の相互理解が深まるような取り組みが求められます。

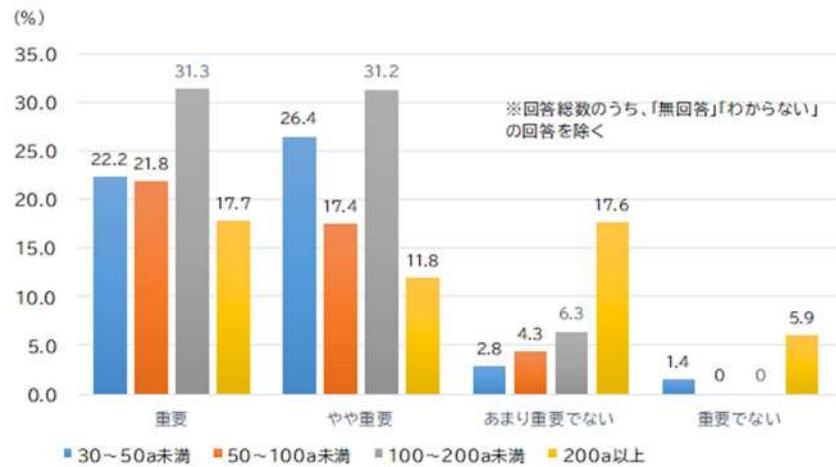


図 5-14 農地保全の仕組みづくりの重要性について  
資料:令和6年度に実施した農家アンケート

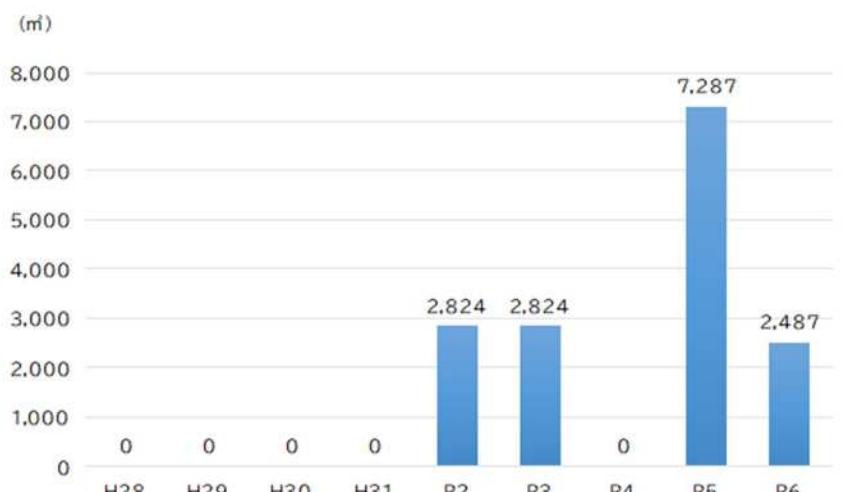


図 5-15 都市農地貸借円滑化法による貸借面積の推移

## ■取り組み

3-1-1 生産緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"><li>◆生産緑地指定の継続を推進し、保全対象を拡大します。都市農地を守り、景観維持・食料供給・環境保全を強化し、地域住民と連携した持続可能な農業を促進します。</li><li>◆特定生産緑地への延長の利点である固定資産税の経済的負担を抑え、農地を維持できる利点を周知し、都市農地所有者に環境保全や農畜産物生産の重要性の理解促進を図ります。</li><li>◆管理不十分農地への改善指導を図り、指定農地の適正な管理を推進します。</li></ul>	3-1-3 農地の有効活用方法の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>◆援農や新規就農者支援のため、都の研修農園等プログラムの情報提供を進め、栽培技術等を活躍に必要な知識が円滑に循環する機会を提供します。資金や機材貸与などの情報提供積極的に行います。</li></ul>
3-1-2 農業振興地域農用地の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>◆「全筆調査」を実施し、かつ適切な肥培管理の指導を通じ、遊休農地の発生の予防と農地の総合的かつ効率的な利用を進めます。</li><li>◆農地中間管理機構との連携を強化し、農地利用集積を進め、法人や担い手への貸借を円滑化する仕組みを設け、新規就農者の活躍できる環境を整備します。</li><li>◆遊休農地の調査結果の可視化に加え、地域計画の更新を通じた貸借意向の見える化を進めます。地元農家や企業と連携し、スマート農業やエコツーリズムなど、多様な農地活用を推進します。</li></ul>	3-1-4 JAとの連携による保全体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>◆賃借希望農家のリスト化を進め、土地提供者と担い手との円滑な結びつきを強化します。関係機関と協力を図りながら、相談強化に努め、効率的な農地利用に向けた体制づくりを強化します。</li></ul>

## 3-2 営農環境の整備・保全

### ■施策が目指す姿

#### －農業者が安心して生産できる基盤の整備－

農業用水路や農道など生産活動に必要な農業基盤が維持・保全され、次世代へ着実に継承されています。

また、鳥獣害から農地を保全するため、地域全体で防除対策や捕獲を組み合わせた取組みにより、農畜産物の安定的な生産が図られています。

### ■現状と課題

○限られた農地を有効に活用していくには、農業用水路や農道など生産活動に必要な基盤整備が重要です。これらの農業基盤は、東京農業の生産活動を支えるインフラであるだけでなく、潤いある住環境の提供、四季折々の景観形成など様々な恩恵をもたらしています。次世代への着実な継承に向けて、農業基盤の維持・保全や整備を適切に進める必要があります。

○市内山間部では、野生鳥獣による農業被害が生じており、農畜産物の出荷が困難となる事例も見受けられます。被害を軽減するため、野生鳥獣の特性を理解したうえで、これらを寄せ付けない取組を地域全体で進めるとともに、侵入防止柵などの防除施設の整備と捕獲との組み合わせによる適切な鳥獣害対策を引き続き実施する必要があります。これらの取組にあたっては、デジタル技術の活用も求められています。

○農道用排水施設の整備・補修、ほ場整備を行うとともに、鳥獣害から農地を保全するための対策を検討し、農畜産物の安定的な供給や生産性向上を図る必要があります。

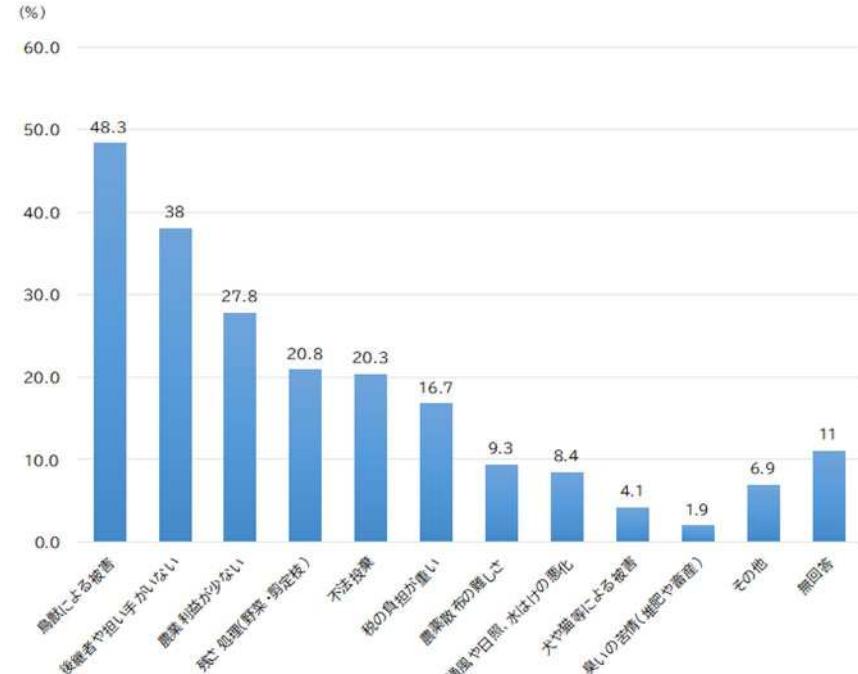


図 5-16 農業を行なう上で困っていること(複数回答可)  
資料:令和6年度に実施した農家アンケート

---

## ■取り組み

3-2-1 農道、用排水施設の整備・補修、ほ場整備	◆国・都の補助事業の活用に向け、各地区の実態の把握をし、各地区の農業団体等との協働により、計画的な維持・管理を図ります。 ◆優良農地の集約化を支援し、保全活動を支援します。各地区の自主的な活動を支援し、協働の視点をもって農道や用排水施設の計画的な維持管理を図っていきます。
3-2-2 鳥獣害対策の推進	◆市内猟友会や周辺自治体と連携し、有害鳥獣捕獲の地域の協力体制を構築します。捕獲活動支援や情報共有を強化し農作物被害を軽減します。地域全体の農地保護を目指します。 ◆関係機関との連携を強め、ＩＣＴなどを活用した先進機材の活用事例の調査研究を進め、より効果の高い対応策を市内猟友会と進めていきます。

## 3-3 機械導入や新技術等による生産性の向上

### ■施策が目指す姿

#### －生産性向上や高品質化が図られた農業－

自動運転などの先進技術、また、省エネルギー機械の導入などにより、省力化と生産性向上、環境負荷の低減が図られた農業が営まれています。

また、高度な農業技術を持つ人材が本市農業の担い手として活躍しています。

### ■現状と課題

- 市では「稼げる農業」を実現するため、農地の保全や担い手の確保に加え、農業生産基盤の整備と新技術の導入を効率的に組み合わせることが不可欠です。
- 新技術の導入にあたっては、意欲ある農業者に対し、最新情報の提供や技術相談を継続的に行い、導入の促進が求められています。
- ICTやデジタル技術を活用した生産管理の効率化や、作業の省力化も推進し、経営体の強化につなげることが求められています。これにより、市内農産品の生産性向上やコスト低減を図るとともに、収益性の高い持続可能な農業経営体の育成が課題です。
- 今後は、技術導入に対する農業者の理解・習熟度の向上や、補助制度の活用促進を通じ、機械・施設・ICT技術を一体的に活用した効率的で高品質な生産体制を確立していくことが課題です。
- 生育状況に大きく影響を与える、気温の急激な上昇に対しても、対応が求められています。農業者の農作業の負担を軽減することにとどまらず、気温上昇に対応する新たな資材の導入など技術革新に対する支援が求められています。



図 5-17 青梅市農業経営改善計画等実施事業補助金の推移

---

## ■取り組み

3-3-1 先進技術・優良種苗の導入	◆東京都農林総合研究センターと西多摩農業改良普及センターと連携し、スマート農業や環境保全型農業の技術助言・指導体制を強化し、地域農業の競争力向上を図ります。
3-3-2 新技術の活用支援	◆スマート農業技術の利用・拡大に向け、国・都の補助制度に関する情報を広く周知し、活用を促進します。 ◆新たな素材を活用した、栽培技術に対する補助支援も対象品目の拡充など検討していきます。 ◆近年の酷暑により、農業者の労働効率の低下に対しても、支援の方策を検討します。近年の高温化により農畜産物の生育に悪影響が起きている事態にも支援策を検討していきます。
3-3-3 生産基盤の整備	◆農業の生産基盤の整備・強化を図ります。整備・強化にあたっては、国・都の持つ支援制度の活用を検討していきます。
3-3-4 農業施設・機械の近代化	◆都や市の補助事業を活用しやすくするため、制度の周知を図り、農業者に向け窓口の案内を強化し支援体制を充実させます。

## 農業委員会・ 3-4 JA等と連携した農地保全

### ■施策が目指す姿

#### －有効活用されている貴重な農地－

農業委員会やJA等の関係団体との情報共有が図られ、耕作されていない農地は、担い手への集約化が進み、貴重な農地が有効活用されています。

### ■現状と課題

- 市では、農業委員会やJA西東京をはじめとする農業者団体との連携を強化し、農家への支援を推進しています。
- 市街地から離れた地域では、遊休農地が増加しており、農作業の支障となる樹木の伐採・伐根、深耕、整地等に対する支援が求められています。
- 市街化内農地、調整区域農地ともに担い手が高齢化しており、所有農地の管理が難しいとの相談が増加しています。
- 都市部では、老木化した果樹等が残る低利用農地において、生産性が低い果樹等の伐採・抜根、深耕、整地等への支援し、新たな農地の創出が課題です。
- 農地中間管理事業のPR等を通じ、農地の流動化を図り、農地保全の仕組みを整備することにより、遊休農地の解消と農地の有効活用を実現し、農業基盤の持続的な確保を図ることが課題です。
- 賃借円滑化法に基づく生産緑地の貸借を行う中でJAと協力を行い都市農地の流動化の推進が課題となっています。

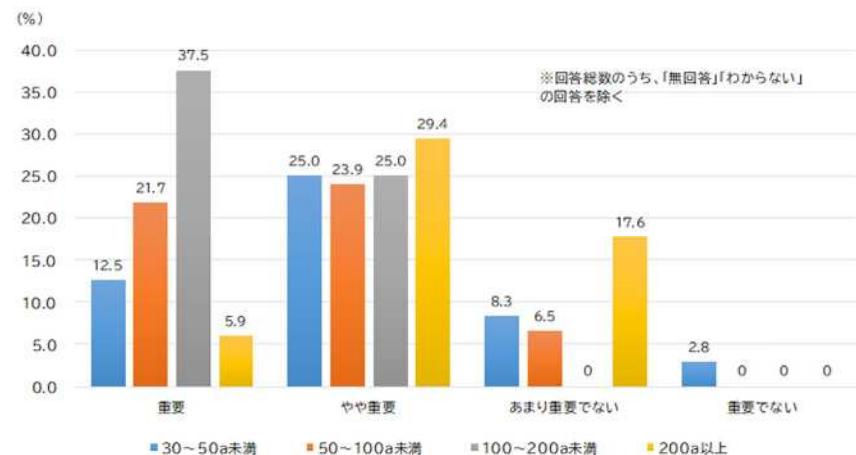


図 5-18 関係団体との連携の重要性について  
資料:令和6年度に実施した農家アンケート

年度	R6 年度	R7 年度
作成地区	今寺・藤橋地区 今井地区 小曾木・富岡地区	成木地区 三田地区

図 5-19 地域計画の作成状況

## ■取り組み

3-4-1 遊休農地の解消	<ul style="list-style-type: none"><li>◆農地所有者に対し、環境保全の重要性や栽培方法に関する情報提供を実施し、持続可能な農業への意識向上と実践を徹底します。</li><li>◆若手農業者に対し、助成金制度の活用を促し、都市農業の魅力発信を通じて、担い手の確保と育成を推進します。</li><li>◆国・都の補助事業を活用し、農地の集約や遊休地の再生を支援します。 また、地域実情に応じた農地創出を検討し、持続可能な農業推進を目指します。</li></ul>	3-4-4 JAと連携した農地保全体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>◆組合員とのつながりの中で、出た課題について農業委員会との協働により解決に向け支援を進めます。具体的には管理が難しくなることが予想される農地について、共有を行う中で新たな担い手の発掘につなげます。</li></ul>
3-4-2 農地流動化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ホームページ、広報紙、農業委員会だよりを通じて、農業経営基盤強化促進法の内容や支援制度をわかりやすく解説し、利用促進に向けた情報発信を強化します。</li><li>◆農業経営基盤強化促進法に代表される各制度の普及に向け、制度PRのチラシの配布を通じ、農地利用効率化や地域農業の発展を促進する取り組みを進めます。</li><li>◆農業委員会と連携した、農地の見回りにて農地所有者に対して流動化のための貸借についての制度案内を積極的に行います。</li></ul>		
3-4-3 地域計画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>◆各地区で地域農業計画を策定し、定期的な更新を実施します。利用意向が不明な農地については、継続的な利用意向の確認の上、担い手への集積を図ります。生産性向上や持続可能性の向上を実現します。</li><li>◆農業の新たな担い手の確保のため、情報発信と集約を行い、地域での協議の場の開催で担い手に対する集積の合意形成の支援を行います。</li></ul>		



## 4 持続可能な農業生産と地産地消の推進

### 10年後に目指す姿

- 多くの市民が、安全・安心な地場産農畜産物を利用して暮らしています。
- 減農薬・減化学肥料栽培などの環境に配慮した農業が行われています。
- 農業者、市民の相互理解により、地産地消が推進されています。

#### 【個別施策】

- 4-1 農畜産物の安全・安心の確保
- 4-2 農畜産物の地産地消の推進
- 4-3 地場農畜産物の利用拡大
- 4-4 環境に配慮した農業の推進

## 4-1 農畜産物の安全・安心の確保

### ■施策が目指す姿

#### －生産者の顔が見える地場農畜産物－

地元の生産者や生産過程が見える安全な地場農畜産物を、消費者が安心して購入でき、市民、特に子供たちが「安全で安心な食」の重要性に対する理解を深めています。

### ■現状と課題

- 生産においては、持続可能性のある農業の実現が課題となっています。生産過程において環境への配慮を十分に行なった地元農畜産物への期待は高まっており、これらについての生産者の思いやその過程を消費者に適切に伝えていく事が求められています。
- 安全で安定的な食料供給を維持するため、農業生産過程の管理を通じて食の安心・安全を保証する「新東京都GAP」認証を、都と連携して推進しています。生産過程の見える化については、農業経営の改善や効率化にもつながり、農畜産物に対する信頼性の維持・向上にも寄与しています。
- 地元生産者の生産にかける手間や愛情が、消費者に伝わることで、より地元農畜産物の消費に対する意欲が高まります。消費者と地元生産者が直接触れ合える販売の場を創出することが必要とされています。
- 消費者が安心して農畜産物を購入・摂取できる体制を整備するとともに、本市の農業全体の安全性と持続可能性を高めることが求められます。農畜産物の安全・安心の確保は、地域農業の信頼性向上と持続的発展に直結する重要な課題です。

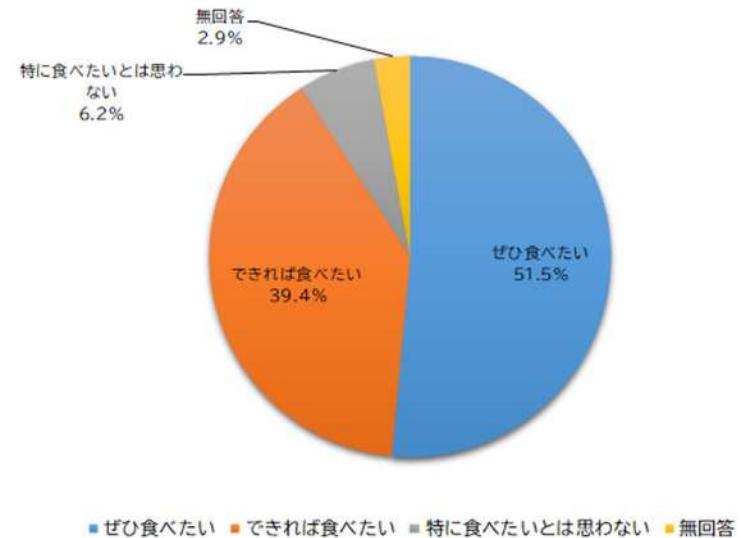


図 5-20 市内で生産された農産物について

資料:令和6年度に実施した市民アンケート

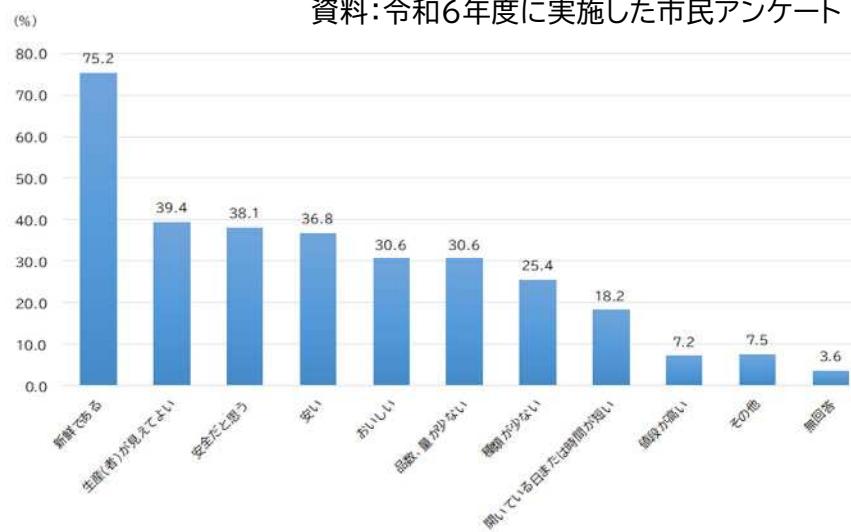


図 5-21 農産物直売所に感じていること

資料:令和6年度に実施した市民アンケート

## ■取り組み

4-1-1 安全・安心につながる市内農畜産物の生産技術の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>◆東京都工コ認証制度の周知を強化するため、認定商品のPR活動を推進するなど、安全性に対する取り組みへの理解を進めます。</li><li>◆「新東京都GAP」の導入・普及を推進し、生産者への講習支援や認証取得事務の補助を実施します。食の安全性と品質向上を図り、消費者の信頼を獲得します。</li><li>◆都の支援制度の活用を促し、生産履歴・出荷履歴をデジタル管理する仕組みの導入の支援をし、消費者が生産者の顔が見える体制の強化を目指します。</li><li>◆無農薬・低化学肥料栽培の推進に向け、市内団体に対する堆肥等支援の継続を行います。安全性向上と持続可能な農業の両立を目指す仕組みを構築します。</li></ul>	4-1-3 農業イベントや農業見学会の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>◆親子農業体験会を開催し、田植えや稻刈りを通じて農業の魅力を伝える機会を提供します。農業委員会と協力し、地域交流を深める場を提供します。</li><li>◆農業祭の実施を関係団体と連携して行います。地域特産品に触れる機会を創出し、地域の人の農畜産物の安全・安心につながる交流を促します。</li></ul>
4-1-2 農家の顔の見える直売促進	<ul style="list-style-type: none"><li>◆市主催・JA協力による定期直売会を開催し、地域農畜産物の販売促進と交流の場を提供していきます。消費者の安全・安心に対する要望を満たし、地産地消と農家の収益性の両立を支援します。</li><li>◆無人直売所や農畜産物専用自動販売機の設置を支援し、消費者が身近に農畜産物を手に取れる環境づくりを促進します。</li><li>◆地産地消の認知度向上のためPR活動を強化し、直売会の魅力を発信していきます。</li><li>◆ECサイトを通じた農家の新たな販売や大消費地の都心部への販路拡大に向け、市内農家の持つ魅力発信を積極的に支援します。</li></ul>		

## 4-2 農畜産物の地産地消の推進

### ■施策が目指す姿

#### - 様々な場所で地場農畜産物が活用されているまち -

マルシェ等のイベントの開催、飲食店等とのマッチングなど様々な取組により、地場農畜産物の市内外への認知度が高まり、地域での消費が拡大されています。

### ■現状と課題

- 本市では、市内産農畜産物へのアクセス向上が、市民の消費拡大だけでなく市外の消費拡大にもつながる重要な課題となっています。
- そのため、施策間の連携を強化し、市民が市内農畜産物に触れ、理解を深められる環境を整備することが求められます。具体的には、市内産農畜産物入手しやすい流通・販売体制を整え、地域の農畜産物の認知度を高める取り組みが今後も求められています。
- 学校給食への市内農畜産物の利用拡大を促すことで、子どもたちが地元農畜産物に触れ、学ぶ機会を創出することや、学校や地域との連携を強化し、地場産品や有機農産物の活用を通じて、食や農業に関する学習機会の充実を図っていくことが求められます。
- 都心部では農地や直売所が少なく、消費者が東京産農畜産物を購入できる機会は限られています。一方、地産地消や安全安心な農畜産物の価値を重視する消費者は多く、需要の高まりが期待できることから、都心部の小売店や飲食店等に東京産農畜産物を供給する農業者や流通事業者の取組が必要です。地元農畜産物の魅力を十分に周知し、本市以外の方が青梅産農畜産物を購入できる機会を増やすことも重要な課題です。
- 生産と消費の場を近づけることで、消費者のニーズに応じた農産品の生産・販売を支援し、地域資源を活かした「生産・流通・消費」の各段階をつなげる取組が求められます。

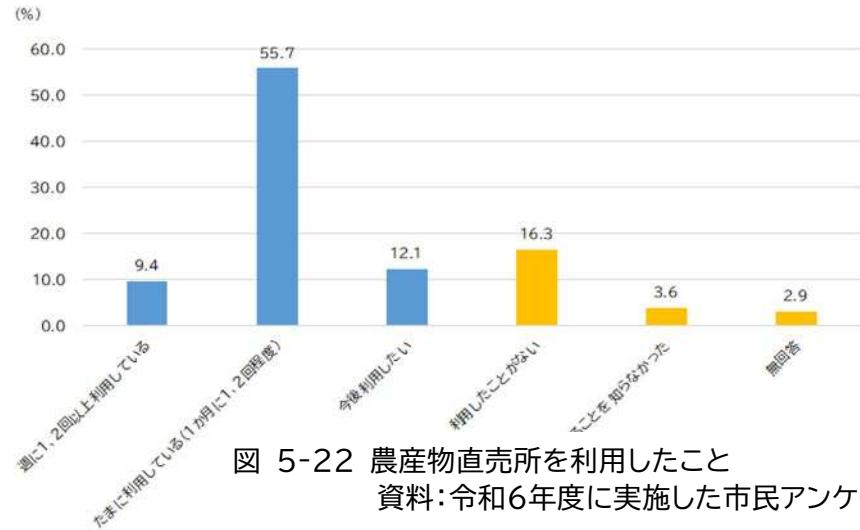


図 5-22 農産物直売所を利用したこと

資料:令和6年度に実施した市民アンケート

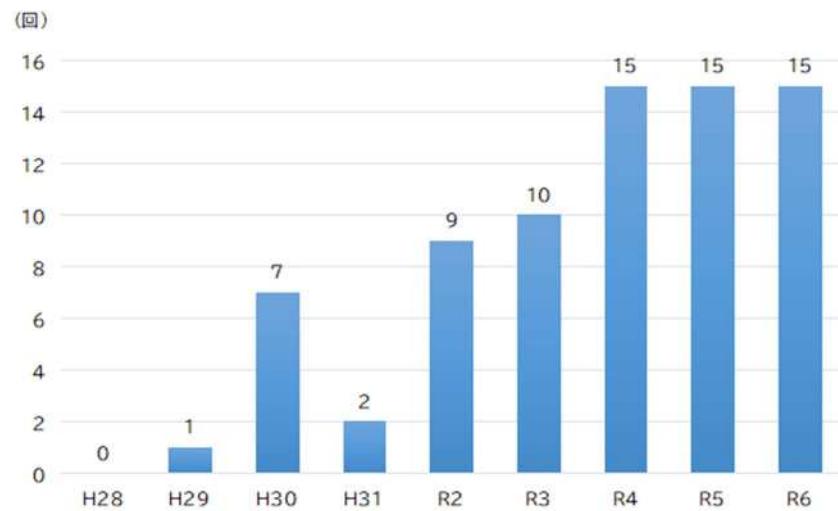


図 5-23 市役所前直売会実施回数の推移

資料:令和6年度に実施した市民アンケート

## ■取り組み

4-2-1 農畜産物、農業情報の発信	◆ホームページを活用し、スマート農業や支援制度、成功事例を分かりやすく発信し、農業への関心と参入を促進します。 ◆市外の方を対象にした市内農家の農業見学会の開催を検討します。市外在住者と市内農家との交流促進を図り、市内農業の認知度向上と魅力発信につなげます。	4-2-4 地産地消・地域資源の活用	◆地域の主要資源である市内農畜産物の眠っている魅力を掘り起こし、生産にかける熱意やこだわりを消費者に直接結び付けます。生産と販売のつながりの強化を図り、地元での消費拡大につなげます。また、観光部門との協力を通じて地元の食材として農畜産物の活用方法を検討し、市内の農畜産物のPRにつなげていきます。 ◆市内飲食店との連携を強化し、地元産農畜産物の活用を促進するため、市内農畜産物のプロモーションの実施を検討するなど地域内流通を促進します。 ◆農畜産物の加工施設の整備を検討し、地元農家の直販やオンライン販売による販売体制の強化を検討します。また、地元特産品の創出は、関係機関と地元農業者との連携により、付加価値を高める取り組みを一体となり進めています。
4-2-2 直売の相互協力、生産量の確保・機能拡大の検討	◆生産者、直売所、JA、市役所のより強固な連携の体制づくりを進めます。 地元農畜産物と加工品がそろう直売会の実施ができる体制を構築します。 ◆スマート農業の普及を推進し、生産効率を向上させる技術の導入を支援します。 市内農畜産物の生産において省力化と生産効率の強化を支援します。 ◆販路の多様化を支援するため、各農家のオンライン販売の実態を調査するなど、最新の販路について情報収集と提供を検討します。	4-2-5 学校給食等の利用拡大	◆学校給食への利用拡大を図ることで、地産地消を図っていきます。
4-2-3 定期的な市役所直売等の開催	◆市役所正面玄関前で定例直売会を開催し、地元農畜産物の認知拡大と消費促進を図ります。地域住民との交流を深め、農業と生活のつながりを強化します。 ◆地域生産者の認知向上と消費拡大を目指し農業者季節限定商品や体験イベントの実施を検討します。地域活性化を促進します。	4-2-6 旬の農産物直売	◆市役所での直売会の実施や他市区町村での直売会の実現を進めます。 これらを通じて、青梅産野菜の魅力を発信し新規顧客獲得を支援します。

## 4-3 地場農畜産物の利用拡大

### ■施策が目指す姿

#### – 地産地消が推進される農畜産物 –

地場農畜産物の販売・利用が積極的に進められ、地産地消が推進されています。また、観光イベントや農業体験、直売所での販売などにより、市外からの消費者を引き込み地域経済が活性化しています。

### ■現状と課題

- 地元農産品の消費を拡大することは、市内農業者の意欲を高め、持続的かつ安定的な農業経営の基盤を形成する上で不可欠です。地場農畜産物の利用拡大は市内農業者の意欲を高めます。地産地消に対する更なる取り組みが必要です。
- 観光業や他の地域資源との連携を強化し、市内の様々な場所で地元農畜産物に触れる機会を創出することが求められています。地場農畜産物の利用拡大と地域農業の活性化を図ることが必要です。
- 観光事業との連携を強化し、市内産農畜産物や観光農園等の農業資源の有効利用を図り、市内外のイベントと連携した新たな農業振興が求められています。

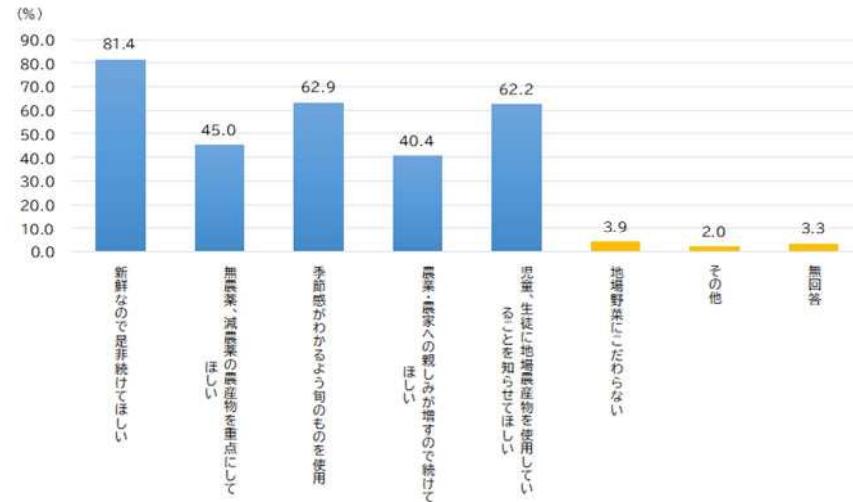


図 5-24 学校給食への地場農畜産物の使用について(複数回答可)  
資料:令和6年度に実施した市民アンケート

---

## ■取り組み

4-3-1 観光イベントとの連携による販売機会の拡大	◆JAと市内観光イベントとの連携を検討し、地元食材を活用した料理提供を検討します。地元食材を使用してもらうことでブランド化につなげていきます。直売所や体験プログラムを通じ、地域価値を発信し観光促進を図ります。 ◆農畜産物を活用した料理教室と農作業・収穫体験を組み合わせたプログラムを実施し、食育の推進と地域農業の価値向上を図ります。
4-3-2 公共利用の拡大(環境緑化・花苗)	◆関係課との連携により、花苗の活用を地域ごとに推進していきます。公園や街路、公共施設での植栽を拡大し、美観向上とCO <sub>2</sub> 吸収促進を図り、地域活性化に貢献します。
4-3-3 地元飲食店の利用・スーパー・マーケット等への販売拡大	◆地元飲食店で地元農畜産物を活用したメニューを開発し、地産地消のブランド化を推進します。補助金やPR支援を通じて地域消費を拡大します。 ◆スーパー・マーケット等、量販店業態の地元産農畜産物のコーナーへの出品を検討する農業者に対し、販売機会の獲得に向けた支援の方策を検討していきます。

## 4-4 環境に配慮した農業の推進

### ■施策が目指す姿

#### – 将来に継承される環境に配慮した農業 –

市民の理解を得て、環境への負荷を減らしながら、効率的な生産管理を適切に行う持続可能な農業が営まれ、地域に必要とされ、地域に溶け込んでいます。

### ■現状と課題

- 化学肥料や農薬を適切に使用して収穫量や品質の安定を図る、一般的な農業の栽培方法である慣行栽培から、減農薬栽培などの環境に配慮した農業への移行は、「持続可能性」と「循環的な資源利用」を軸にした農業振興策の一つとして、重要な役割を果たしますが、初期投資と人件費の増加、初期の収量減少や病害虫管理の難しさといった技術的な課題、消費者の意識不足など様々な問題への対応が求められています。
- 食の安全、品質向上に向けて、化学肥料等の使用量の削減割合に応じて認証が受けられる東京都工コ農産物認証制度や、環境への負荷を減らしながら効率的な生産管理を適切に行うために国際水準を満たした新たな東京都GAP認証制度などの普及に努めるとともに、農業者に対しては取組みを促していく必要があります。
- 新東京都GAP、東京都工コ農産物などについては、小売店や消費者へのPRを積極的に行い、認証農産物の取り扱いや購入を働きかける必要があります。
- デジタル技術も活用し、生産現場における技術指導のDXを推進するとともに、適切な情報提供や有機堆肥等への補助等を実施し、減農薬・減化学肥料栽培などの環境に配慮した農業について、引き続き推進していく必要があります。

○ 環境に配慮した農業の推進として、温室効果ガス排出の削減を目的にヒートポンプ導入や農業施設の省エネルギー化を進めるとともに、バイオマス発電の農業利用など、多面的な検討が求められています。

○ 近年の猛暑や集中豪雨などの気象リスクは、農業にとって深刻な課題となっています。これらの環境条件に適応できる農畜産物の生産は、農業の持続可能性を維持する上でも大変重要です。耐候性品種やAI、IOT技術を活用したスマート農業の導入はもとより、新しい技術を活用できる人材の育成について長期的に取り組んでいく必要があります。

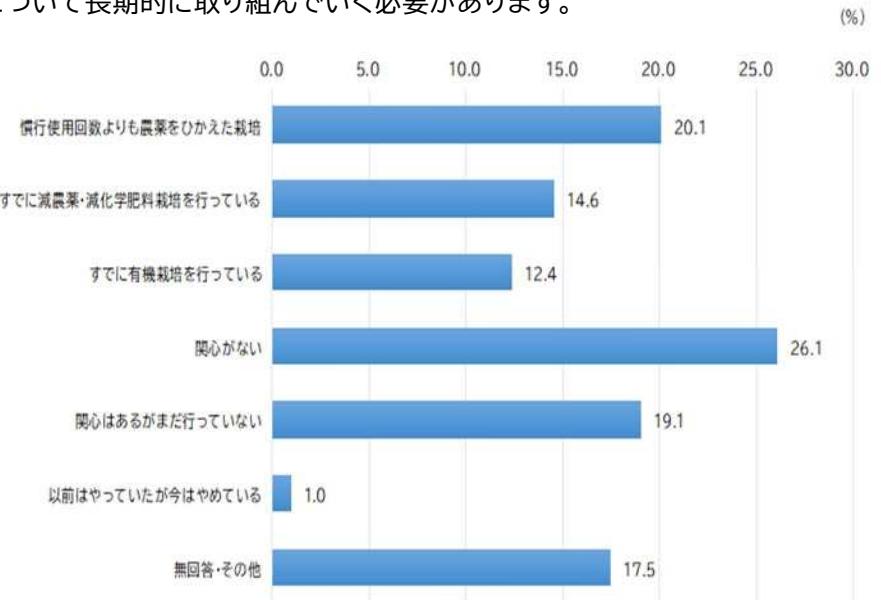


図 5-25 有機栽培等への関心について(複数回答可)  
資料:令和6年度に実施した農家アンケート

## ■取り組み

4-4-1 東京都エコ農産物認証制度の普及・推進	◆東京都エコ農産物の制度周知で、環境に配慮をした農産物の市民理解を促進します。
4-4-2 新東京都GAPの推進	◆新東京都GAP認証の普及を促進するため、プログラムに関する情報提供を行い、安全で持続可能な農業を推進します。
4-4-3 有機性資源の地域循環の支援	◆地域農家の連携を強化し、廃棄資源を活かし、環境負荷軽減による持続可能な農業を推進します。 ◆農業現場での有機性堆肥の活用を補助します。また、堆肥化にかかる、機器導入支援などを検討します。これらを通じ、農業振興団体の持続可能な農業への転換を強力に支援します。
4-4-4 様々な環境に対応した農業の推進	◆気候変動に対応した、品種の導入に向け、西多摩農業改良普及センターなど関係機関との連携により、新たな品種の情報提供を積極的に行います。近年進展している、IOTセンサーやAI解析を活用した栽培管理など、新技術の導入支援を行います。 ◆異常気象対策として気候変動に対応した、遮熱対策資材導入費用の補助制度を検討します。高温障害を軽減する技術普及を促進し、生産の安定化と品質向上を支援します。

4-4-5 農地・自然との共生	◆地域の自然や農業環境を学ぶ学校教育の場として農地を活用し、農地・農業の重要性の理解促進を図ります。 ◆持続可能な農業の実現のため、地元の農家と連携し、自然資源の活用や環境保全の重要性を地域へ伝えます。 ◆農地周辺の清掃活動の支援を通じ、生物多様性の維持と景観美化を促進します。
--------------------	---

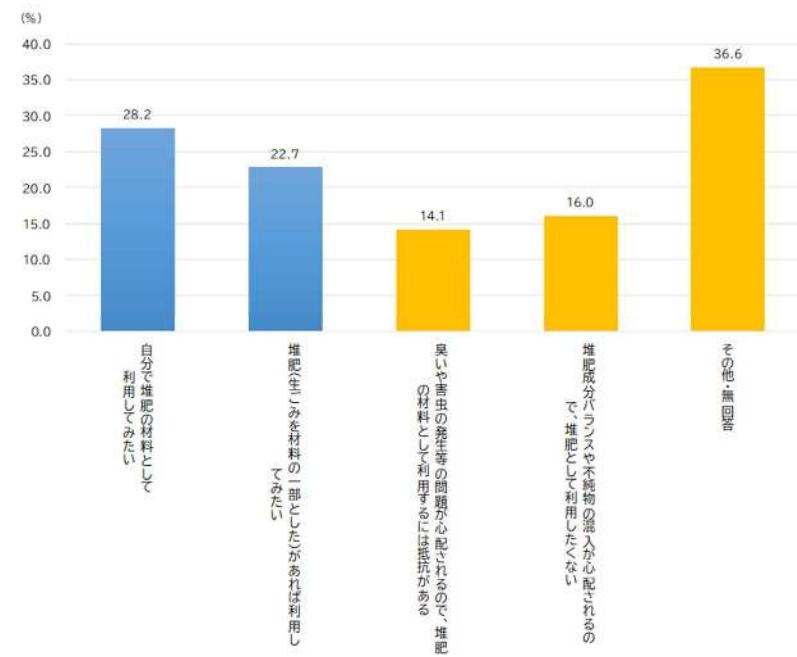


図 5-26 有機性資源の循環利用の意向について  
資料：令和6年度に実施した農家アンケート



# 5 青梅の特色を活かした農業の推進

## 10年後に目指す姿

- 低地、台地、山間地といった地形や大都市近郊という立地を生かし、様々な農畜産物が生産されています。
- 住宅と農地が隣接する市街地や、農業振興地域等の農地が有効に活用されています。
- 市民一人ひとりが、地域の農業や農地の多面的機能を理解し、その恩恵を受けて暮らしています。

### 【個別施策】

- 5-1 特色を強みとした農業の推進
- 5-2 市街地の農地活用
- 5-3 農業振興地域等の農地活用
- 5-4 食育の推進
- 5-5 農地の多面的機能の活用

## 5-1 特色を強みとした農業の推進

### ■施策が目指す姿

#### －特色を強みとした農業経営の基盤強化－

多品目少量生産を活かし、希少性や地域性のある農畜産物の高付加価値化が図られ、大消費地に近いという地理的特徴を最大限に活かし、都市圏消費者と直接繋がる販売チャネルや鮮度を保ちながら早期に消費地に届ける出荷体制が整っています。

### ■現状と課題

- 本市の東部地域は、扇状地に広がる市街地を中心とする地域であり、露地野菜を中心にブルーベリーなどの果樹や茶が栽培されております。また、農業振興地域も指定されており、水稻や露地野菜、畜産業が営まれています。
- 西部地域は、山地を主体とする地域であり、多摩川沿いに市街地が分布しており、ウメや柚子などの果樹のほか、露地野菜が栽培されています。
- 北部地域は、丘陵を主体とする地域であり、多くの新規就農者が露地野菜などを栽培しており、養豚や鶏卵などの、畜産業も営まれています。
- 大消費地である都心が近いため、希少価値を高める取り組みを通じて、高価格帯を維持した農畜産物を販売する農業者や、インターネット通販を活用し、販路拡大を図っている農業者もいます。
- 多様な地形が存在し、地域の特性に合わせた多品目少量生産が行われ、また、大消費地に近く、インターチェンジがあるという立地条件を活かし、地域全体での物流の共同化や、収穫などの体験型農業ツーリズムによる地元農畜産物の認知度向上などによる農業振興が必要とされています。
- 市外の市場へのアプローチと共に、直売施設の充実や、地元の飲食店や学校給食への農畜産物を提供し、「地産地消」の推進と地域の活性化が課題です

---

## ■取り組み

5-1-1 地域、生産者毎の多品目少量生産への支援	◆地域の農業特性や市場ニーズを分析し、新品種や特産品の導入に向けた研究開発、栽培技術の支援、販売促進策を行い、多品目少量生産を支援します。 ◆認定農業者に対し、安定的な経営基盤構築に向けた、関係機関が実施する研修プログラムの情報活用を促し、地域での持続可能な農業の実現を促進します。 ◆地域資源にもとづく多品目栽培を推進し、学校給食や地域食品市場での活用を促進することで、地産地消と地域活性化を図ります。
5-1-2 各農業者の高付加価値への取組に対する支援	◆農産物の高付加価値化を進めるため、加工品生産に対する補助支援や体験型販売に取り組む農家についての情報発信を支援するなど、地域経済を活性化します。
5-1-3 各生産団体に対する支援（露地野菜・ハウス栽培・果樹・茶・畜産・花き）	◆市内の主たる生産組合の特産品であるきのこ、露地野菜、花卉、柿、茶などについて加工品開発・販路拡大支援を行い地域の農業振興とブランド価値向上を図ります。

## 5-2 市街地の農地活用

### ■施策が目指す姿

#### －住居と隣接した、良好な生活環境の形成に寄与する農地－

新鮮な農畜産物の供給や災害時の避難場所としての活用に加えて、市民農園として農業に触れる機会の提供など、市民自らができる行動を通じて、身近な農地や農業に対する理解や関心が深められています。

### ■現状と課題

- 市街地の中で営まれる農業には、土埃や農薬の飛散、雑草の繁茂といった、近隣住民にとって歓迎されない一面もあることから、持続可能な農業の実現には、農業者と市民の理解と協力が不可欠です。
- 市街化区域内の農地は、面積が小さいことから、大規模な農業展開が難しいことも多く、住宅と隣接している農地での農業継続の困難さや、住宅地などの他用途の需要が高く、転用や売却などにより農地が縮小する傾向があります。
- その半面、生産緑地などの一部農地では、市民農園や農畜産物の直売所として活用され、地域に貴重な食や緑の供給源となっています。
- 農業・農地が存在することで、市民にも、新鮮な農畜産物の供給に加えて、レジャー、災害時の避難場所など様々なメリットが還元されています。市民が、将来にわたってその恵みを享受するためには、市民自ら地元農畜産物の購入や市民農園の利用など、自らができる行動を通じて、農業や身近な農地に対する理解と関心を深めることが求められています。

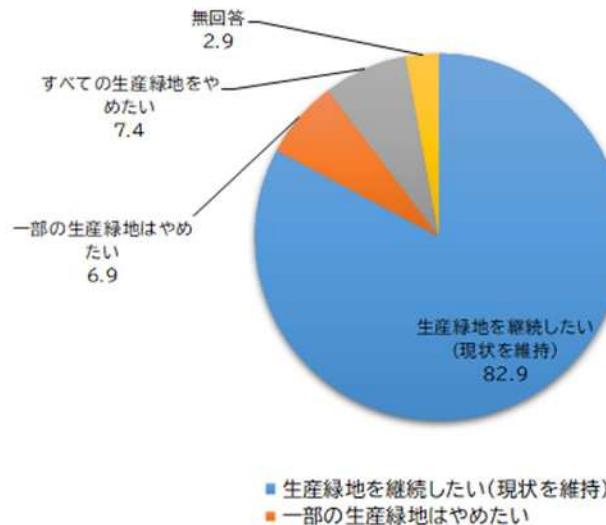


図 5-27 生産緑地の意向について

資料:令和6年度に実施した農家アンケート

## ■取り組み

5-2-1 生産緑地の保全	<p>◆生産緑地の長期貸借を促す補助事業について、情報提供を強化し、市街化農地の保全を進めます。</p> <p>◆生産緑地の遊休化を防ぎ、より活力ある担い手に集積を進める中で、都市農地の保全と継承を地域全体として図り、持続可能な都市農業につなげていきます。</p>
5-2-2 市民のレクリエーション活用	<p>◆都市農地の市民農園への活用や体験農園の開設に対する、支援を通じ市民のレクリエーションの場としての都市農地の保全に取り組みます。</p> <p>◆生産緑地内に直売所の設置など、新たな取り組みを検討している土地所有者に対し、関係部署と連携した情報提供を行うなど、取り組みを通じ、市民の交流促進や地域活性化、都市農業の魅力向上につなげます。</p>
5-2-3 農ある景観の保全	<p>◆農地を「都市にあるべきもの」として保全していく中で、農地の有する防災・減災機能、雨水の貯留などの活用のため、JAをはじめとした関係機関と協力して協議を進めています。</p> <p>◆農用地の貸借の促進と意欲ある担い手への集積化を通じて、水田景観の保全を進めます。一団となった農地はその多面的機能の重要性から、観光資源化や環境教育の視点を持ち、持続可能な農業の推進と保全・活用を進めています。</p>

5-2-4 生産緑地の貸借支援	<p>◆新規就農者を中心とした担い手に対し、生産緑地の保全・活用を農業委員会と連携して促進します。</p>
--------------------	---

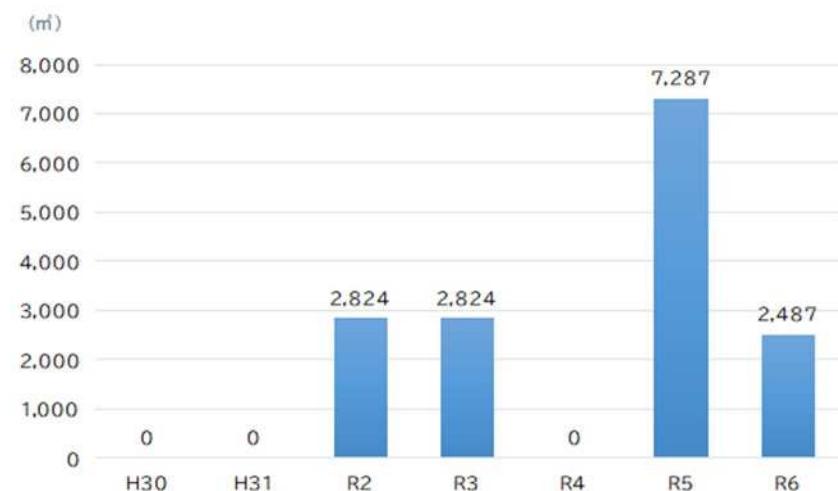


図 5-28 都市農地貸借円滑化法による貸借面積の推移

## 5-3 農業振興地域等の農地活用

### ■施策が目指す姿

#### -総合的・重点的に農業振興が図られた農地-

大規模な農地利用や長期的・安定的な農地の貸借を希望する農業者、農業への参入を希望する法人に対する貸借が促進され、農地の利活用が進んでいます。

### ■現状と課題

- 本市では、農業振興地域の整備に関する法律にもとづき、農業振興地域が指定されています。本地域は、総合的・重点的に農業の振興を図る地域であり、担い手不足や野生鳥獣による農畜産物の被害防除など、地域の実情にあわせて様々な施策を講じ、農業経営に対する支援を強化する必要があります。
- 遊休農地が増加している地域も見受けられるため、農地の利活用を進めるとともに、大規模な農地利用や長期的・安定的な農地の貸借を希望する農業者や、農業への参入を希望する法人に対するマッチングを行い、貸借をさらに促進していく必要があります。
- 農業振興地域には、比較的まとまった農地が残存し、本市の農業生産の基盤を形成しており、農地の機能(食料生産、景観、環境保全、防災など)を維持していくうえでも農業振興地域内の農地は重要です。このため、農用地の適正管理と有効活用を図るとともに、農業が地域の誇り・営みとして持続可能な仕組みづくりを進めていく必要があります。
- 地域の話し合いをもとに農業の将来像を定めた、農業経営基盤強化促進法にもとづく「地域計画」の取組みを継続的に進めていく必要があります。

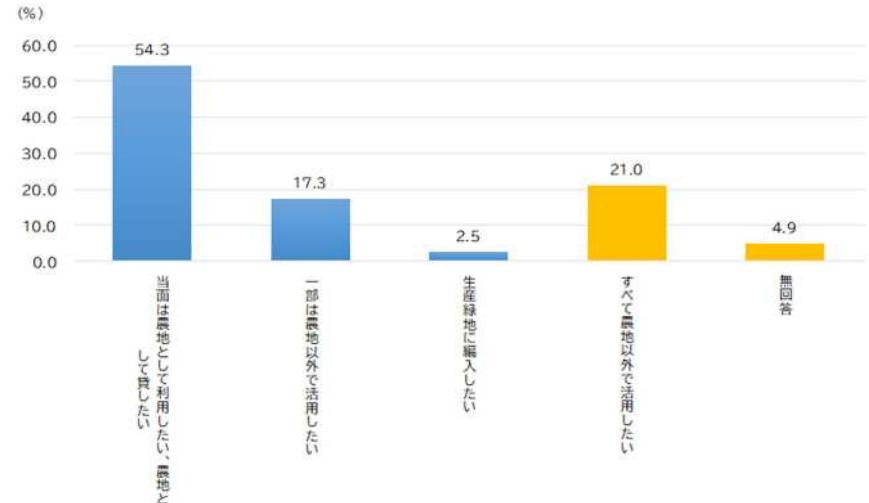


図 5-29 生産緑地以外の農地の利用意向について  
資料:令和6年度に実施した農家アンケート

---

## ■取り組み

5-3-1 遊休農地の解消	◆遊休農地解消のため、農業委員会と一体となった農地パトロールによる現地調査とその後の所有者への利用意向の確認調査を実施します。その後、担い手への集積に向けた地域計画の更新を実施し、遊休農地の防止につなげます。	5-3-5 担い手の育成と確保	◆親元就農支援の拡充と、農業と他分野の兼業を促進する半農半Xモデルを支援し、多様性を生かした地域内の農業担い手育成を推進します。 ◆農業体験や援農ボランティアの受け入れ体制を整備し、都市部住民や若者が農業に触れる機会を提供し、担い手の発掘と地域活性化を目指します。
5-3-2 農地流動化対策の推進	◆農地流動化制度普及のため、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集約を推進し効率的な運営を支援します。 ◆農地中間管理機構の活用を促進し、農用地中間管理制度の普及・活用を図ります。担い手への農地集約を支援し、優良農地の保全・活用、流動化を促進します。		
5-3-3 多様な農園の整備 (農家開設型)	◆農家開設型市民農園の整備を推進し、都市住民と農家の交流を促進します。 ◆農業体験農園を整備し、都市住民に農業を体感する機会を提供します。 ◆援農ボランティアの活用に関する情報発信や農業に触れる場の提供をします。		
5-3-4 地域計画の推進	◆各地区で地域農業計画を策定し、定期的な更新を実施します。利用意向が不明な農地については、継続的な利用意向の確認の上、担い手への集積を図ります。生産性向上や持続可能性の向上を実現します。 ◆農業の新たな担い手の確保のため、情報発信と集約を行い、地域での協議の場の開催で担い手に対する集積の合意形成の支援を行います。		

## 5-4 食育の推進

### ■施策が目指す姿

#### －生きるうえでの基本である食育－

多くの市民が、食べることや体験することなどの様々な経験を通じ、「食」に関する「知識」と「選択する力」を習得して、生涯にわたって健康に暮らしています。

### ■現状と課題

- 食育とは「食」を通じて健康や豊かな生活を実現するための教育活動であり、食育を推進することで、農業への理解を深め、地産地消を促進することで地域農業の活性化につなげていく必要があります。
- 食育を進める中で、食品ロスや輸送によるCO<sub>2</sub>排出などの環境問題や、環境への負荷を低減し、持続可能な農業への理解を促進する必要があります。「地産地消」をテーマとし、地域の農業が支える「安全で安心な食」の重要性を伝えていく必要があります。
- 多忙な生活や食事の外食・加工食品の増加などにより、食への関心が薄れ、農業の現場に触れる機会が少ないとから、地域で行われている農業への関心が低いことが課題となっています。地域における、都市農地の持つ重要性を伝え、日常を支える食の在り方と地域農業の密接なつながりに対する周知が求められています。
- 食育を効果的に進めるため、「生きた教材」といわれる学校給食において、地場産農畜産物が一層活用されるよう、取り組んでいく必要があり、子どもを対象とした食育には、農業体験などの農業に触れ、農業に関心を持ち、農の大切さを学ぶような取組みが求められています。
- 小学校の児童や親子を対象としたほ場見学会などを通して、あらゆる世代と生産者との交流を促進し、食と農への関心・理解を高めていく必要があります。

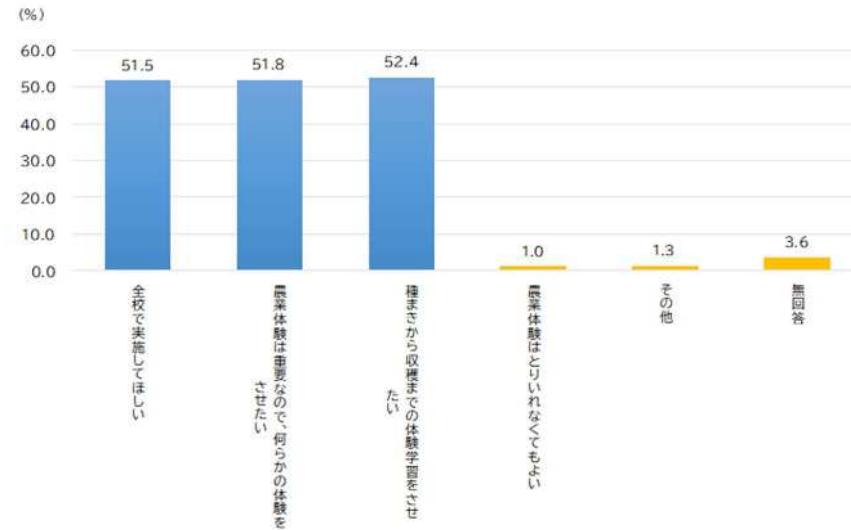


図 5-30 小学校の学校農園や農業体験について  
資料:令和6年度に実施した市民アンケート

## ■取り組み

5-4-1 学校給食における食文化の継承	<p>◆地元農畜産物を学校給食に積極的に活用する仕組みを推進します。地産地消及び食育の促進による地域経済活性化、および農業支援を図ります。</p> <p>◆学校給食で地場野菜を活用中で、児童の地域の食文化や農業に対する理解を深めることに加え、生産者とのコミュニケーションをとる機会として位置付けます。</p> <p>◆地元農家、JA、給食センターとの連携を強化し、生産量の増加から集荷、納品、給食への採用と有機的なつながりを構築し、学校給食における地場農畜産物の使用率の向上を図っていきます。</p>	5-4-3 伝統料理の継承	◆地場農畜産物を活用した伝統料理の普及啓発を推進します。料理教室や地域イベントを開催し、地産地消と食文化継承、地域の農業振興を促進します。
5-4-2 小学校等での農業体験機会の提供（田植え・芋掘り等）	<p>◆地元農家と連携し、作物栽培体験や農家見学など生産現場の理解を深める取り組みを検討します。子供から大人まで実際に農業に触れ合う機会を創出し、農業に対する、関心や理解の醸成を促します。</p> <p>◆小学校高学年などを対象に、教育機関と地元農家、JAなどと協働を図り、食の生産過程を学ぶ機会の提供を検討します。これらを通じ、次世代の農業人材を育成します。</p> <p>◆幼児・低学年向けに収穫体験を推進します。幼少期から自然と触れ合う機会を提供することで、食の持つ重要性とともに農業への興味を育み、次世代の行動変容に食文化の継承につなげていきます。</p>		

## 5-5 農地の多面的機能の活用

### ■施策が目指す姿

#### －食料生産以外の公益的な機能を有する農地－

洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育み、また、豊かな自然景観を形成するといった農地の恵みが、市民とともに支えられています。

### ■現状と課題

- 農地は単に食料生産だけでなく、環境保全、防災機能、景観形成、さらには地域の文化やコミュニティの維持にも寄与していますが、その多面的機能を十分に活用するためには、地域住民の理解や自治体、農業者が協力する体制が必要です。
- 市街地の中で営まれる農業には、土埃や農薬の飛散など、近隣住民にとって歓迎されない一面もあることから、持続可能な農業の実現には、市民の理解と協力が不可欠です。
- 農業・農地が存在することで、市民にも、新鮮な農畜産物の供給に加えてレジャー、災害時の避難場所など様々なメリットが還元されています。将来にわたってその恵みを享受するためには、自らが地元農畜産物の購入や市民農園を利用するなどの行動を通じて、農業や身近な農地に対する理解と関心を深めることが求められています。
- 都市化に伴う農地の減少や、高齢化・担い手不足による遊休農地の増加など、農地が本来の機能を発揮できなくなってきたため、貸借の推進や農業体験の場として提供するなどの取組みを行い、農地の適正な管理、保全をしていく必要があります。

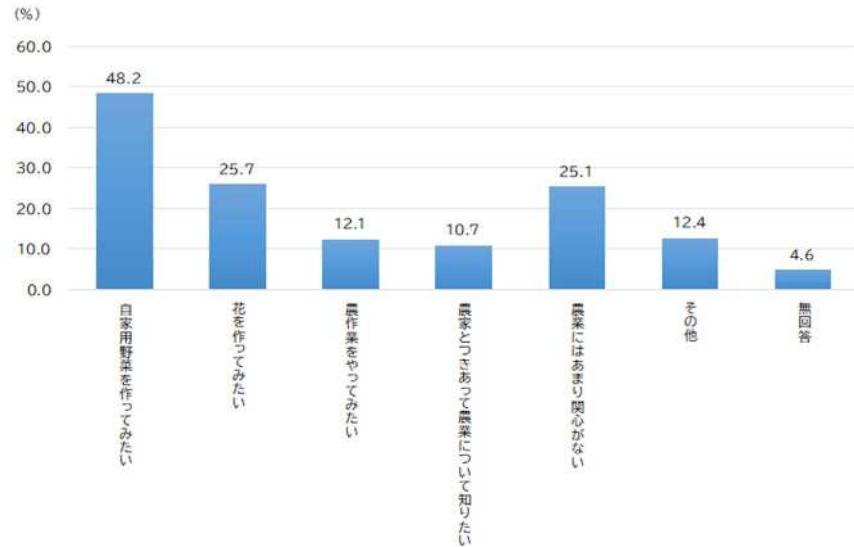


図 5-31 余暇時間の活用などで農業と関わること  
資料:令和6年度に実施した市民アンケート

No.	農園名
①	河辺町6丁目小山農園
②	河辺町7丁目農園
③	河辺町久保農園
④	河辺町島田第2農園
⑤	今寺中原農園
⑥	新町志村農園
⑦	新町吉野農園
⑧	若草農園
⑨	新町1丁目農園
⑩	今井藤原農園
⑪	野上町山崎農園
⑫	駒木町農園
⑬	黒沢2丁目農園
⑭	星野農園
⑮	新田山農園

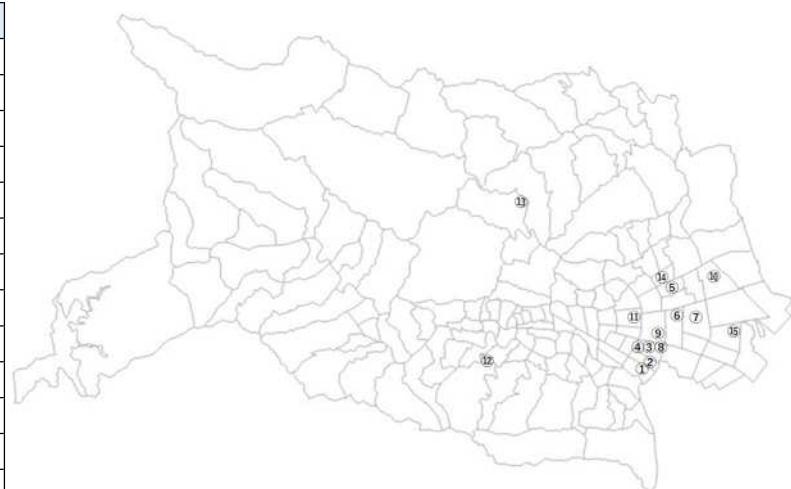


図 5-32 市内の市民農園マップ

## ■取り組み

5-5-1 防災機能の活用	<p>◆農地を洪水・地震時の避難エリアとし、農業協同組合との協定を活用するなど、減災機能を強化していきます。農地活用の仕組みを整備し、活用に取り組みます。</p> <p>◆農地の役割を理解し共助を促進する仕組みを構築する上で、農地の防災機能を住民に周知する必要があります。関係部門と連携をより緊密にし、防災教育や地域ワークショップの開催を検討します。</p> <p>◆災害時の地域防災機能強化のために、防災兼用農業用井戸など多面的な農地および農業用施設の活用を検討していきます。</p>	5-5-3 市民のレクリエーション活用	<p>◆都市農地の市民農園への活用や体験農園の開設に対する、支援を通じ市民のレクリエーションの場としての都市農地の保全に取り組みます。</p> <p>◆生産緑地内に直売所の設置など、新たな取り組みを検討している土地所有者に対し、関係部署と連携した情報提供を行うなど、取り組みを通じ、市民の交流促進や地域活性化、都市農業の魅力向上につなげます。</p>
5-5-2 農ある景観の保全	<p>◆農地を「都市にあるべきもの」として保全していく中で、農地の有する防災・減災機能、雨水の貯留などの活用のため、JAをはじめとした関係機関と協力して協議を進めています。</p> <p>◆農用地の貸借の促進と意欲ある担い手への集積化を通じて、水田景観の保全を進めます。一団となった農地はその多面的機能の重要性から、観光資源化や環境教育の視点を持ち、持続可能な農業の推進と保全・活用を進めています。</p>	5-5-4 農福連携の促進	<p>◆障がい者等の働く場づくり、活躍の場づくりの促進に向けて、関係機関や関係部署との連携を緊密にしていきます。</p> <p>◆取組の意義や効果の周知によって、農業人材としての活躍の土壤を作ります。</p>
		5-5-5 多様な農業体験の場づくり	<p>◆幼児・低学年向け収穫体験プログラムを農家と連携して推進し、食育・農業理解を深めるとともに地域農業への関心と未来の担い手育成を促します。</p> <p>◆小学校高学年向けに栽培から収穫、加工までを体験するプログラムを導入し、農業の価値や食品生産の仕組みを学び地域農業の発展と若い担い手育成を目指します。</p> <p>◆地域住民や観光客向けに、種まき・収穫・加工体験などを含む農業講習会を定期開催し、農業の魅力を発信し担い手育成や地域活性化を促進します。</p>

# 第6章 農業振興計画における目標

本計画では、将来像の実現に向けて指標と目標を次のように設定します。

## (1) 基本指標

本市の地域特性や経営規模を踏まえ、農業者の主体性や創意工夫を發揮し、魅力ある経営展開を行うことを推進するために、本計画に対応した基本的な指標を示します。

### ① 農家数

令和2(2020)年の総農家数は604戸であり、平成17(2005)年から減少傾向が続いているが、第四次青梅市農業振興計画にもとづく農業振興施策を講じることにより、10年後の令和17(2035)年の農家数目標を概ね500戸と設定します。

表 6-1 農家数の推計

単位:戸

年度	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年 (推計)	令和17 (2035)年 (推計)
農家戸数	879	835	697	604	534	500

### ② 農地面積

令和2(2020)年の農地面積は440haであり、平成17(2005)年から減少傾向が続いているが、第四次青梅市農業振興計画にもとづく農業振興施策を講じることにより、10年後の令和17(2035)年の農地面積目標は400haと設定します。

表 6-2 農地面積の推計

単位:ha

年度	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年 (推計)	令和17 (2035)年 (推計)
農地面積	533	485	472	440	413	400

## (2) 将来像実現のための目標

本計画の実現に向けて、施策方針ごとの目標を次のように設定します。

表 6-3 施策方針ごとの目標

施策方針	指 標	基 準 (令和7年度)	目 標 (令和17年度)
1 多様な担い手の確保・育成	認定農業者数	46 経営体	60 経営体
	認定新規就農者数	2 経営体／年	3 経営体／年
2 競争力の高い農畜産物生産と高付加価値化の推進	6次産業化補助金の活用件数	0.6 件／年	3 件／年
3 農地の保全・活用と農業生産力の向上	農地中間管理権を設定した貸借面積	1.2 ha／年	2.3 ha／年
4 持続可能な農業生産と地産地消の推進	市役所直売等の開催数	22回／年	24回／年
5 青梅の特色を活かした農業の推進	多様な市民農園の設置数	市民農園：15園	市民農園：15園
		農家開設：8園	農家開設：8園
		体験農園：1園	体験農園：2園

### (3) その他の基本指標

#### ① 農業所得目標

年間の目標については、中核的な農家は、本地域の農業をリードする経営体として、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、概ね年間1,000万円とします。

また、経営基盤や地域の社会的条件、担い手の年齢などに応じて、経営モデルに示す営農類型の組み合わせにより、300万円以上と設定します。

#### ② 経営モデルの設定

本市の農業は、低地、台地、山間地といった多様な地形や自然環境、大都市近郊という立地を活かし、露地野菜を中心に、果樹、茶、畜産等の様々な農畜産物が生産されています。

農業振興にあたっては、このような地域特性や経営規模・形態などの違いを前提としつつ、それぞれの特色を発揮して、安定的かつ魅力ある経営を行うことが望まれています。

効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型を示します。(表6-5 育成すべき主要営農類型参照)

#### ③ 農地の利用の集積に関する目標

##### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアおよび面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

表 6-4 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標	備考
20.6%	

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

農家意向調査および東京農業振興プランを参考に、農家戸数および農地面積を設定した経営体モデルをもとに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農地面積を算定すると75ha(1経営体あたり平均1.1ha耕作するとして、計75経営体、75経営体×1.1ha=82.5ha)となり、令和17年度の農地面積400haに対する割合は20.6%(82.5ha/400ha×100%)となる。

#### (2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業経営基盤強化促進事業等の実施により、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるよう努めるものとする。

#### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、青梅市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、認定農業者等担い手への農用地の集積化を加速する。

その際、青梅市は、関係機関および関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとの、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

#### ④ 農業経営基盤強化の方向

青梅市は、東京都が策定した「東京都農業振興基本方針」に即しつつ、青梅市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

表 6-5 育成すべき主要営農類型

番号	分類	営農類型	経営耕地 (施設面積) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	農業所得 (万円)	主な施設・ 機械
1	野菜	施設野菜に特化した経営	50 (施設30) 130	2 + 雇用1	トマト、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ等	1,000	ガラス温室、自動カーテン、暖房機、トラクター
2	野菜	多品目野菜による直売経営	80 (施設10) 120	2	トマト、ナス、キュウリ、ダイコン、ホウレンソウ、スイートコーン等	600	パイプハウス、予冷庫、トラクター、播種機、動力噴霧器
3	水稻 + 野菜	露地野菜および稻作を中心とした経営	150 (施設20) 220	2 + 雇用1	キャベツ、コマツナ、米、ブロッコリー、ニンジン、トマト、ネギ等	600	パイプハウス、トラクター、コンバイン、田植え機
4	野菜	共同直売所を利用した経営	50 75	2	トマト、キュウリ、ダイコン、ジャガイモ等	300	トラクター、動力噴霧器
5	茶	小売り販売を主とした生葉・製茶の一貫経営	150 (施設0) 150	2	茶	700	乗用摘採機、防霜ファン、製茶機器、販売施設
6	果樹	ウメ、ユズ、カキ等の生産と加工、販売を主とした経営	60 (施設0) 60	2	ウメ、梅干し、ユズ、カキ	300	加工施設、直売施設
7	花き	契約花壇苗と直売野菜苗を中心とした苗物経営	70 (施設10) 110	2	花壇苗、野菜苗（タマネギ、ネギ、ジャガイモ、サトイモ等）	450	鉄骨温室、パイプハウス、播種機、碎土機
8	植木	緑化木を主とした植木・造園経営	200 (施設5) 200	3	ハナミズキ、コニファー類、ツツジ類、コンテナ植木等	700	鉄骨温室、パイプハウス、バックホー
9	複合	観光農園と直売、レストラン等を組み合わせた複合経営	80 (施設0) 80	2 + 雇用0.5	ブルーベリー、きのこ類等	1,000	加工施設、販売施設、食体験施設
10	畜産	高品質化やブランド畜産物の生産と有用資源の効率的な循環を目指した畜産経営	搾乳牛30頭	2	生乳	1,000	畜舎、ふん尿処理施設、トラクター、ショベルカー、、トラック
			飼育豚1,200頭／年 (出荷頭数)	2 + 雇用1	肉豚	1,000	
			採卵成鶏25,000羽	3.5	鶏卵	2,000	
			烏骨鶏200羽	1	烏骨鶏卵	150	

## (4) 計画推進に向けた各主体の役割と推進体制

本計画の将来像を実現するためには、農業者をはじめ農業関係団体、市民、そして行政が相互に連携し、それぞれの役割を適切に果たしつつ、主体的に取り組むことが不可欠です。

この計画は、農業者、農業関係団体、市民、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合って実現を図るものであるため、計画の実現に向けた各主体に期待される役割を以下に示します。

### ① 農業者・農業関係団体

農業者および農業関係団体は、食料の安定供給や地域社会の担い手としての役割を果たすことが期待されます。

- ・安全・安心な農産物の安定供給に努めること。
- ・農業の担い手として、農地および農業環境の適切な管理者となり、計画を主体的に進行すること。
- ・環境保全型農業を推進し、農業・農村が持つ多面的機能の更なる発揮に努めること。
- ・地域づくりの主体であることを認識し、地域住民や都市住民に愛される農業の環境づくりに取り組むこと。
- ・農業関係団体は、農業者と市民、民間団体、行政を結ぶ役割を果たすこと。

### ② JA西東京

流通と経営ノウハウの提供を通じて農業振興を支えることが期待されます。

- ・安全・安心な食品を消費者に供給すること。
- ・地場農畜産物の活用および流通拡大を図ること。
- ・地域の構成員として、地場農畜産物の消費拡大などにより農業者と市民を結ぶ役割を果たすこと。

### ③ 市民・市民団体

市民は、農業への理解を深めるとともに、地場農畜産物の消費や体験を通じて積極的に農業振興に協力することが期待されます。

- ・食料や農業が市民生活に果たす役割の重要性について理解と関心を深めること。
- ・地場農畜産物の購入や農業体験などへの参加を通じて、農業者や市外の都市住民とのつながりを強めること。
- ・安全な食生活、地域環境の担い手として計画推進に関わること。
- ・農業の理解者として農業者との連携、支援に努めること。

### ④ 行政（市、国・都）

行政は、計画の実現に向けた総合的な推進役として、現状を的確に把握し、必要な施策を効果的に実施することが期待されます。

- ・本計画で掲げられた将来像の実現に努めること。
- ・農業者や市民のニーズ、現状と課題を的確に把握すること。
- ・その時の状況に応じた適切な農業施策を実施すること。  
(計画に基づいた実施を含む)
- ・本計画に関する情報提供および進行管理を行うこと。

### ⑤ 農業委員会

農業委員会は、地域の農業者の代弁者として、農地の適正管理と利用促進、担い手の確保・育成を通じて農業振興を推進することが期待されます。

- ・遊休農地の発生を防ぎ、効率的な農地利用を促進すること。
- ・農業者が安心して活動できる環境を整えること。
- ・農地法など関連法令や政策を適正に運用すること。

## ⑥ 施策ごとの主たる実施主体

本市農業の振興のため掲げた5つの施策について、施策ごとの主たる実施主体を示します。

表 6-6 個別施策ごとの主たる実施

### ①多様な担い手の確保・育成

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国・都	
認定農業者への支援		○		○	○	○
農業後継者・女性農業者への支援		○		○	○	○
新規就農者の確保・定着支援				○	○	○
農業法人の参入支援と民間企業との協業等の推進	○	○		○	○	○
新たな担い手の確保・育成	○	○	○	○	○	○

### ②競争力の高い農畜産物生産と高付加価値化の推進

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国・都	
ブランド化等による付加価値向上	○	○		○	○	
ICTを活用した高付加価値化・販路拡大	○			○	○	
6次産業化支援による高付加価値化	○			○		
農業経営体の育成	○	○		○	○	○

### ③農地の保全・活用と農業生産力の向上

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国・都	
優良農地の保全・活用	○			○		○
営農環境の整備・保全	○	○		○	○	○
機械導入や新技術等による生産性の向上		○		○	○	
農業委員会・JAと連携した農地保全		○		○		○

### ④持続可能な農業生産と地産地消の推進

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国・都	
農畜産物の安全・安心の確保	○			○	○	
農畜産物の地産地消の推進			○		○	○
地場農畜産物の利用拡大	○	○		○	○	
環境に配慮した農業の推進	○	○		○	○	○

### ⑤特色を活かした農業の推進

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国・都	
特色を強みとした農業の推進	○	○	○			
市街地の農地活用	○			○	○	○
農業振興地域等の農地活用	○	○		○		○
食育の推進			○	○	○	
農地の多面的機能の活用	○		○	○		○

○…主たる実施者としての役割

## (5) 計画の進行管理とP D C Aサイクル

本計画の進行管理については、青梅市農業振興対策審議会において定期的に審議し、その実効性を確保します。

### ① 取り組み状況の把握・評価

毎年、基本方針ごとに設定された目標指標（KPI）の現況値や目標達成状況を把握・評価します。

- ・ 指標の点検・評価：計画の推進状況を評価する物差しとして、農業者、市民、行政の各主体が共有できる目標指標（例：認定農業者数、認定新規就農者数、市役所直売等の開催数など）に基づき、年度ごとに進捗を把握します。
- ・ 詳細な進捗管理：計画に掲げられた個々の施策や事業の詳細な取り組み状況については、毎年、進捗状況を把握・評価します。
- ・ 意見反映の仕組み：計画の推進にあたり、農業者や市民が進捗状況を容易に把握できるよう情報提供を継続的に行います。また、農業者や市民の意見を継続的に聴取し、計画に反映させるための仕組みを構築します。

### ② 具体的な施策（事業）の検討と計画への反映

青梅市総合長期計画や地域計画、および前年度の取組状況の点検・評価を定期的に踏まえ、以下の対応を実施します。

- ・ 事業の再検討と重点化： 情勢の変化や評価の結果に基づき、具体的な取組（事業）を踏まえ、喫緊の課題として指摘された事項については、短期的な対策も含めて検討し、計画の推進を図ります。
- ・ 計画の見直し：施策の評価の結果、当初の計画との乖離が生じる、または社会経済情勢に大きな変化が生じたと判断される場合、必要に応じて計画を見直します。

本計画の進行にあたっては、各主体間の有機的な連携が大切です。各主体のつながりを以下に定めます。

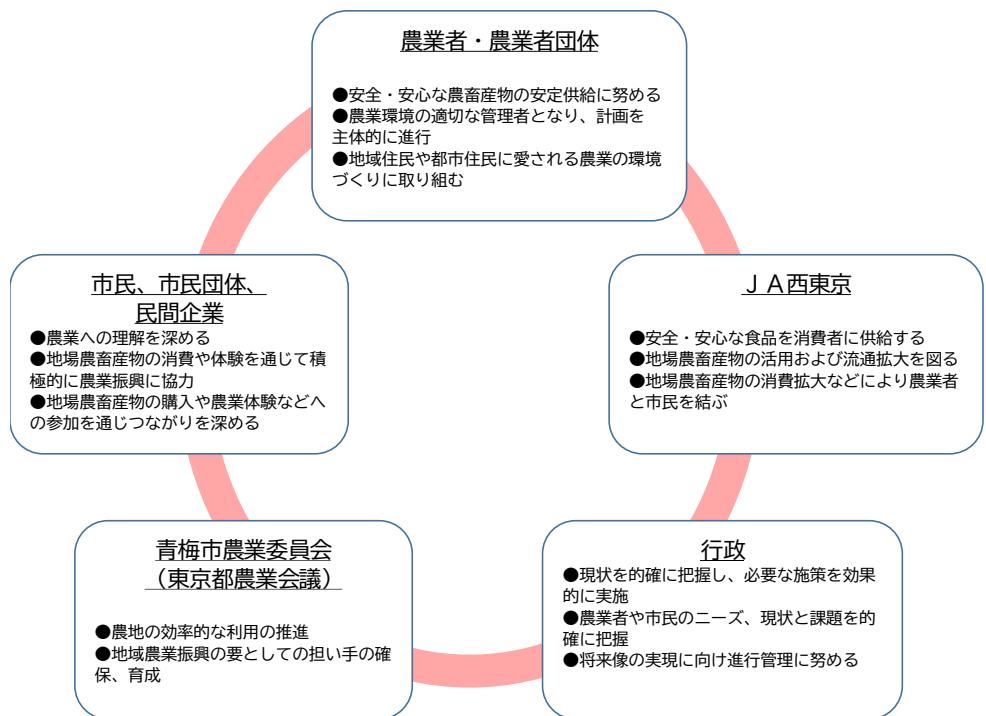


図 6-7 各主体のつながり

本計画の進行管理にあたっては、各施策の継続的な進行管理や改善を図ることが重要です。

このため本計画では、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）のサイクルで進行管理を行います。

また、本計画は計画期間が長期にわたることから、施策の進捗状況や社会状況の変化、関係法令等の改正や上位計画の見直しに合わせて、必要に応じて計画の見直し・改定を行います。

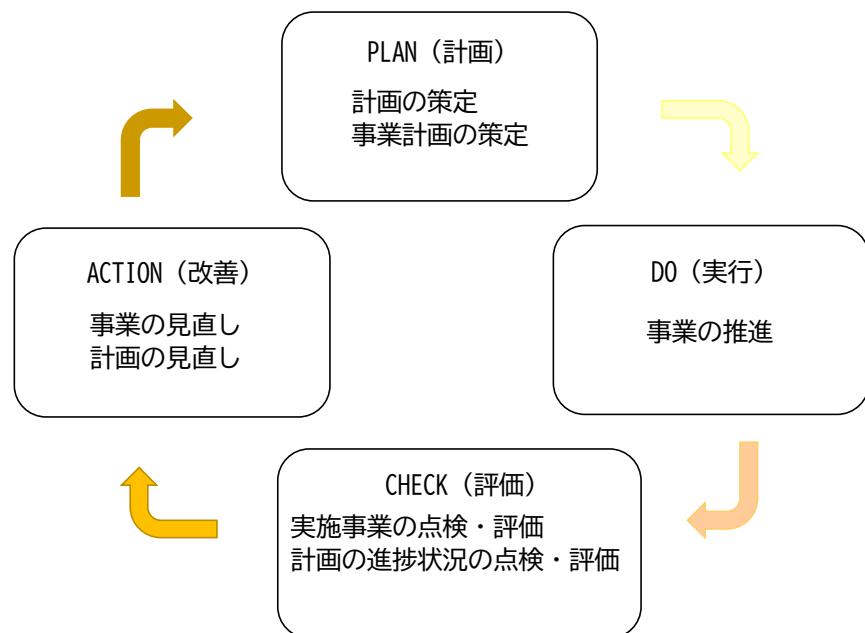


図6-8 管理見直し体制

# 青梅市農業振興計画

## 別 紙

(農業経営基盤強化促進基本構想)

平成18年6月 策定  
平成23年3月 変更  
平成26年9月 変更  
平成28年3月 変更  
令和 5年9月 変更  
令和 年 月 変更

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 農家数の目標

令和2(2020)年度の総農家数は604戸であり、平成17(2005)年から減少傾向が続いているが、第四次青梅市農業振興計画に基づく農業振興施策を講じることにより、10年後の令和17(2035)年度の農家数目標を概ね500戸と設定します。

表 7-1 農家数の推計  
(単位：戸)

年度	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年 (推計)	令和17 (2035)年 (推計)
農家戸数	879	835	697	604	534	500

### 2 農地面積の目標

令和2(2020)年度の農地面積は440haであり、平成17(2005)年度から減少傾向が続いているが、第四次青梅市農業振興計画に基づく農業振興施策を講じることにより、10年後の令和17(2035)年度の農地面積目標は400haと設定します。

表 7-2 農地面積の推計  
(単位：ha)

年度	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年 (推計)	令和17 (2035)年 (推計)
農地面積	533	485	472	440	413	400

### 3 認定農業者および認定新規就農者数の目標

令和7年度の認定農業者数は46経営体、認定新規就農者の新たな認定は1年に平均で2経営体であり、今後は農家数の減少に伴う認定農業者数の減少はあるものの、認定農業者および認定新規就農者制度のさらなる周知などを行うことにより、10年後の令和17年度の認定農業者数の目標は60経営体、認定新規就農者数の目標は1年に平均3経営体を確保することを設定する。

表 7-3 認定農業者の認定

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
経営体数	41	34	34	35	37	44	34	39	42	46
個人	34	25	24	24	24	32	22	23	27	30
共同	6	7	8	8	8	9	9	12	12	11
法人	1	2	2	3	3	3	3	4	3	5
農業者数	47	42	43	44	44	54	44	53	56	59
男	40	34	34	34	34	42	31	37	41	40
女	6	6	7	7	7	9	10	12	12	14
法人	1	2	2	3	3	3	3	4	3	5

※共同は家族協定を締結している経営体

各年4月1日時点の数値

表 7-4 認定新規就農者の新規認定状況

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計
経営体数	2	4	2	1	2	2	2	3	2	0	20
個人	2	3	1	1	2	2	1	2	2	0	16
共同	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3
法人	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
農業者数	2	5	2	1	2	2	3	4	2	0	23
男	2	3	1	0	1	2	1	3	2	0	15
女	0	2	0	1	1	0	2	1	0	0	7
法人	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

※R7年4月1日時点で認定期間が残っている数：10経営体12人

### 4 労働時間と農業所得の目標

#### (1) 労働時間

労働力は、主たる従事者1人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本とし、パートタイマーを中心とする雇用労働力やボランティアなどの活用も考慮する。労働時間については、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた雇用やボランティアなどの活用により、主たる従事者1人当たりの年間労働時間は、概ね1,800時間と設定する。

## (2) 農業所得目標

年間農業所得目標については、中核的な農家は、本地域の農業をリードする経営体とし、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、概ね年間1,000万円とする。また、経営基盤や地域の社会的条件、担い手の年齢などに応じて、経営モデルに示す営農類型の組み合わせにより、300万円以上と設定する。

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

ア 青梅市の認定新規就農者の新たな認定は1年に平均で2経営体であり、ほぼ横ばいの状況となっています。今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

イ 東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、青梅市においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。

ウ 青梅市およびその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（第2に示す効率的かつ安定的な農業経営のうち、農業所得300万円のもの）を目標とする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた青梅市の取組

青梅市における新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団および東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図る。また、技術指導および経営指導については、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に青梅市および周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、青梅市における主要な営農類型について次に示す。

表 7-5 育成すべき主要営農類型

番号	分類	営農類型	経営耕地 (施設面積) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	農業所得 (万円)	主な施設・ 機械
1	野菜	施設野菜に特化した経営	50 (施設30) 130	2 + 雇用1	トマト、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ等	1,000	ガラス温室、自動カーテン、暖房機、トラクター
2	野菜	多品目野菜による直売経営	80 (施設10) 120	2	トマト、ナス、キュウリ、ダイコン、ホウレンソウ、スイートコーン等	600	パイプハウス、予冷庫、トラクター、播種機、動力噴霧器
3	水稻 + 野菜	露地野菜および稻作を中心とした経営	150 (施設20) 220	2 + 雇用1	キャベツ、コマツナ、米、ブロッコリー、ニンジン、トマト、ネギ等	600	パイプハウス、トラクター、コンバイン、田植え機
4	野菜	共同直売所を利用した経営	50 75	2	トマト、キュウリ、ダイコン、ジャガイモ等	300	トラクター、動力噴霧器
5	茶	小売り販売を主とした生葉・製茶の一貫経営	150 (施設0) 150	2	茶	700	乗用摘採機、防霜ファン、製茶機器、販売施設
6	果樹	ウメ、ユズ、力キ等の生産と加工、販売を主とした経営	60 (施設0) 60	2	ウメ、梅干し、ユズ、力キ	300	加工施設、直売施設
7	花き	契約花壇苗と直売野菜苗を中心とした苗物経営	70 (施設10) 110	2	花壇苗、野菜苗（タマネギ、ネギ、ジャガイモ、サトイモ等）	450	鉄骨温室、パイプハウス、播種機、碎土機
8	植木	緑化木を主とした植木・造園経営	200 (施設5) 200	3	ハナミズキ、コニファー類、ツツジ類、コンテナ植木等	700	鉄骨温室、パイプハウス、バックホー
9	複合	観光農園と直売、レストラン等を組み合わせた複合経営	80 (施設0) 80	2 + 雇用0.5	ブルーベリー、きのこ類等	1,000	加工施設、販売施設、食体験施設
10	畜産	高品質化やブランド畜産物の生産と有用資源の効率的な循環を目指した畜産経営	搾乳牛30頭	2	生乳	1,000	畜舎、ふん尿処理施設、トラクター、ショベルカー、、トラック
			飼育豚1,200頭／年 (出荷頭数)	2 + 雇用1	肉豚	1,000	
			採卵成鶏25,000羽	3.5	鶏卵	2,000	
			烏骨鶏200羽	1	烏骨鶏卵	150	

注:本市の認定農業者の認定については、農業所得目標を300万円以上に設定する。

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に青梅市および周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、青梅市における主要な営農類型については、第2に示す営農類型のうち農業所得300万円を目標とする経営モデルを指標とする。

### 第4 第2および第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保および育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保および育成の考え方

青梅市は、農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度およびそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、援農ボランティア制度の充実、高齢者および非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、青梅市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者な

ど農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 青梅市が主体的に行う取組

青梅市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業経営・就農支援センター、農業改良普及センターおよび農業協同組合等と連携して、就農等希望者に対する情報提供等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農準備から就農後の定着まで一貫したサポートが受けられるよう、青梅市は各関係団体およびサポーターになる農業者と連携し、営農面から生活面までのさまざまな相談への対応ができる体制を構築する。

そのほか、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう他の農業者との交流の場を設けるなどの配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

さらに青梅市が手で育成総合支援協議会を運営し、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国、都および市独自の新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。加えて、同協議会では新たな担い手の確保および育成のために必要な政策について協議を行う。

#### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

青梅市は以下の関係機関等と連携および役割分担により、青梅市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談

対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を実施する。

- (1) 農業経営・就農支援センターは就農に向けた情報提供や就農相談を行う。
- (2) 東京都農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は農地等の確保に関する情報提供や紹介・あっせんを行う。
- (3) 農業改良普及センターはフレッシュ&Uターンセミナーへの参加の促進、農業協同組合は直売施設への出荷の促進を行うとともに、就農後の営農指導等を行う。
- (4) 農業委員会は地域農業の担い手として新規就農者を育成する体制を強化するため、営農等に関する相談・助言等を行うほか、市内の新規就農者同士の交流を促す。
- (5) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

#### 4 就農等希望者のマッチングおよび農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

青梅市は、担い手育成総合支援協議会および農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都および農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、東京都および農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

### 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に

#### 関する事項

##### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアおよび面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

###### (1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

表 7-6 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
20.6%	

農家意向調査および東京農業振興プランを参考に、農戸数および農地面積を設定した経営体モデルをもとに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農地面積を算定すると75ha（認定農業者46経営体+認定新規就農者10経営体=計56経営体（現状）、認定農業者60経営体+認定新規就農者15経営体=計75経営体（10年後の目標値）1経営体あたり平均1.1ha耕作するとして、75経営体×1.1ha=82.5ha）となり、令和17年度の農地面積400haに対する割合は20.6%（82.5ha／400ha×100%）となる。

###### (2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業経営基盤強化促進事業等の実施により、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、青梅市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、認定農業者等担い手への農用地の集積化を加速する。

その際、青梅市は、関係機関および関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

青梅市は、東京都が策定した「東京都農業振興基本方針」に即しつつ、青梅市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

青梅市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

### 1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定し、開催に当たっては、青梅市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、青梅市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、都、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手および受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を青梅市農林水産課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定す

ることとする。

青梅市は、地域計画の策定に当たって、都・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

### （1）農用地利用改善事業の実施の促進

青梅市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用および農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### （2）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有および利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當であると認められる区域とするものとする。

### （3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置および農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### （4）農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### （ア）農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

##### （イ）農用地利用改善事業の実施区域

##### （ウ）作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

##### （エ）認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約および構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第4号の認定申請書を青梅市に提出して、農用地利用規程について青梅市の認定を受けることができる。

イ 青梅市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の規定による認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(イ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 青梅市は、イの認定をしたときは、その旨および当該認定にかかる農用地利用規程を青梅市の掲示板への提示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有および利用の現況および将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農

業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款または規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人または特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人または特定農業団体の名称および住所

(イ) 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等および農作業の委託に関する事項

ウ 青梅市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出にかかる農用地について利用権の設定等もしくは農作業の委託を受けること、または特定農業団体が当該申出にかかる農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

工 イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

#### （7）農用地利用改善団体の勧奨等

ア （5）のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原にもとづき使用および収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程にもとづき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人および特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （8）農用地利用改善事業の指導、援助

ア 青梅市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 青梅市は、（5）のアに規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、青梅市扱い手育成総合支援協議会との連携を

図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

#### （1）農作業の受委託の促進

青梅市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るために農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域および作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### （2）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### （3）その他の農作業の受委託のあっせん等

地域計画の実現に当たっては、扱い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に扱い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備

を図る。

#### 4 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

##### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

青梅市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

##### (2) 推進体制等

###### ア 事業推進体制等

青梅市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成およびこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

###### イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合および土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、青梅市扱い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、青梅市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に關し必要な事項については、別に定めるものとする。

## 付 則

1 この基本構想は、平成18年6月12日から施行する。

- 2 この基本構想は、平成23年3月31日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成28年3月30日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 年 月 日から施行する。